

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	関 師 勝 幸

包括外部監査結果に対する措置及び対応状況の公表について

包括外部監査結果に対して講じた措置等の通知があったので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、公表します。

記

1 包括外部監査テーマ

- ・令和元年度水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について（令和5年3月末現在）
- ・令和2年度指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について（令和5年3月末現在）
- ・令和3年度環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について

2 講じた措置の内容 別紙のとおり

令和元年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和5年3月末現在）

テーマ「水道事業並びに下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
指摘	2-(4)-⑦	P123	管理部 総務課	⑦ 業務成績評定表について （イ）委託業務のうち、「宮崎市浄化センター建設工事委託に関する協定」は契約内容から工事監理業務と判断されるが、委託業務成績評定表は作成されていなかった。要綱に基づき、作成する必要がある。	措置困難	本件は、実施設計、工事、検査など一連の関連業務を実施させるもので、日本下水道事業団と「宮崎市浄化センター建設工事委託に関する協定」を締結し実施している。 受託者である日本下水道事業団は、下水道に関する地方公共団体の業務を支援・代行する機関として、日本下水道事業団法により設立された唯一の地方共同法人であり、地方公共団体の代行機関である。 よって、本業務に従事する者（日本下水道事業団）は公務に従事する者とみなされることから、成績評定をすることは適当ではないと考える。
指摘	2-(7)-①	P133	管理部 財務課	① 管路の数量管理について 固定資産台帳システムの数量情報が不正確であるため、マッピングシステムと固定資産台帳システムの管路情報の整合性が検証できていない。財務諸表上の資産は固定資産台帳システムに基づいており、結果的に当該資産の実在性及び網羅性の検証が困難になっている。	措置困難	固定資産システムの台帳における数量情報については、旧町合併における移行データに情報不足、不備があることや事務的に管種、関連工事など一定の単位での登録となるため、全体の数量情報等を正確に算出することは現状不可能であり、即時の対応は困難である。 しかしながら、新規で実施する管路の更新においては固定資産台帳データとマッピングシステム登録データの関連付けについて検討を行い、長期的な観点で課題の解消を図っていくこととしたい。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
意見	2-(4)-⑥	P123	管理部 総務課	⑥ 業務成績評価表について （ア）施設の管理運営委託業務は「宮崎市上下水道局設計等業務委託検査要綱」対象外であり、成績評価をする必要がないこととなっている。評価の趣旨である品質管理の観点からは、当然に評価対象とし今後の契約時に活用すべきである。当該評価を必要とする範囲を拡大することが望まれる。	対応困難	本委託業務は、本要綱による評価の対象外業務であるため、要綱に定める「委託業務成績評価表」の作成は行っていないが、履行状況の確認等を行う上で、業務評価を行うことは必要不可欠であるため、業務内容に応じた独自の様式を定め評価を行っているところである。（監査当時、「宮崎処理場外維持管理業務委託」では評価されていないとの指摘を受けたが、令和2年度以降は公募型プロポーザル方式による発注に変更し、評価を実施している。） 本要綱は、建築設計・土木設計業務、補償業務、測量業務又は地質調査業務等に対する検査要綱であって、管理運営等の業務委託とは種別が異なるため、本要綱の評価業務の範囲拡大は馴染まないものとする。
意見	2-(7)-②	P133	管理部 財務課	② 設置年度が不明の管路について 市町村合併時の被合併自治体の台帳の不備等により、水道事業において経過年数不明の管路が112,514メートル（全体の4.3%）存在する。当該管路に関しては、合理的な方法で推測し、中長期の更新需要の算定の観点から、経過年数の把握に努めたい。	対応困難	水道事業における旧町合併時の経過年数不明の管路等については、すでに合併直後の平成19年度から平成21年度にかけて「固定資産調査業務」を行い、できる限りの経過年数等の把握を行っている。 今後短期間での全体把握は困難であるが、意見のとおり中長期の更新需要の算定において不都合が生じることになるため、漏水事故や管路移設の現場において管の劣化状況を把握するなど経過年数の把握に努めるとともに、管路の更新計画等に反映させていく。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
意見	2-(7)-③	P134	下水道部 下水道整備課	③ マッピングシステムの登録・更新について （イ）マッピングシステムは現在上下水道で別々に運用されているが、統合したシステムの方が、災害時の破損管路を早期に特定し迅速な復旧作業が可能となる、あるいは新たな管路の設置に関し、より効率的な判断が可能となるなどのメリットは大きくなる。中長期的には統合することも検討されたい。	対応困難	<p>水道のマッピングシステムは、システムの供用から10年が経過し運用が軌道に乗った段階となっている。これに対し、下水道のマッピングシステムは、下水道管路が本格的な維持管理の時代を迎えたことから、維持管理に必要な情報を模索しつつ、システムの修正を行い、膨大なデータを蓄積している段階である。</p> <p>現時点では、上記の通り下水道マッピングシステムではデータの集積や、新たに必要となる機能を追加する作業を行っている最中であるため、システム統合を行うには困難な状況にある。</p> <p>ただし、別々のシステムであっても、下水道のマッピングシステムに水道管の位置情報等を簡易的に表示することができれば、維持管理に関して有用な効果が見込まれるため、費用と効果について、システム統合をする場合との比較をしつつ、検討をしていく。</p>
意見	2-(8)-③	P139	管理部 財務課	③ 償却限度額の設定について 残存価額（帳簿原価の100分の5）を残して減価償却が完了している資産が多数となっていることや制度上の制約もないことを考慮すれば、より適切な期間損益計算のために帳簿価額が1円になるまで減価償却を実施することが望ましい。	対応困難	<p>償却限度額は、地方公営企業法施行規則にて「有形固定資産は100分の95、無形固定資産は100分の100）」とすることが規定されており、有形固定資産の内、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物や構築物など一部のものについては、「1円」に達するまで「減価償却を行うことができる」とされているので、制度上一部の資産への適用は可能であるが、法令の規定文から「・・・なければならない」と強制されるものではないことや固定資産システムの改修費等の費用対効果の面などを考慮した場合に、現時点においては早急な対応は不要と判断している。ただし、次期会計（固定資産管理）システムの導入時には、対応するか否かも含め検討を行う。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
意見	2-(8)-④	P 140	管理部 財務課	④ 減価償却の開始時期について 減価の実態をより適切に財務諸表に反映するという観点からは、年度の途中で取得し事業の用に供した有形固定資産の減価償却は使用の月から月割により実施することが望まれる。	対応困難	地方公営企業の会計処理において、減価償却の始期について年度末・使用月いずれでも「差し支えない」こととなっているが、平成26年度から固定資産取得に要した補助金等の財源を長期前受金として減価償却に応じて収益化する制度が適用され、その財源の確定は決算整理期となる。また、固定資産の取得額には人件費等の事務経費を間接費とするため、年度途中に固定資産の取得額を確定させることが困難であること等から、意見の趣旨は理解するが、減価償却の開始時期は、事務効率性の面から判断し従来の方法を継続する。
意見	2-(9)-②	P 142	管理部 財務課 水道部 営業所工務課	② 固定資産台帳上、所在地や正確な地積、取得価額等が「不明」と記載されているものもある。規定に従い現況を把握する必要がある、適切な対応が望まれる。	対応困難	固定資産台帳の一部において、相当古い資産や市町村合併時の台帳に不備があったことなどにより、正確な地積、取得価額等が不明なものが存在している。帳簿価額等の必須情報については、できる限り合理的な方法で積算、記載しているが、やむを得ず「不明」としている項目もある。 今後数年で「不明」をゼロとすることは困難であるが、資産の実地調査等を通して、時間はかかると思われるが、現況等の把握に努めていく。
意見	3-(3)-①	P 171	管理部 財務課	① 職員等の異動に伴う退職給付引当金の振替について 退職給付引当金についてその設定対象となる職員等が会計単位を超えて異動をする場合に、異動元の貸借対照表から異動先の貸借対照表に退職給付引当金を振り替える処理が行われていない。これは、貸借対照表に計上されている退職給付引当金が事業年度末における実態を表していない状況にある。	対応困難	意見の趣旨は理解できるが、人事の制度上、他部局間との異動が頻繁に行われるため、その都度資金移転等の対応は煩雑であり困難な状況である。また、一般会計には退職給付引当金制度がないことから、引当金の移転の実現は現時点で対応できないと判断している。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置（対応）内容
意見	3-(4)-①	P172	管理部 財務課	① 過年度損益修正損益は、前年度以前の財務諸表が正確でなかったことを示すものであり、毎年度経常的に発生することは好ましくない。利用者の責任に帰する部分もあるが、適時に開栓・閉栓情報を入手できるような対策を検討するとともに、決算スケジュールを見直し、可能なかぎり当年度決算に組み込む努力が望まれる。	対応困難	企業会計上、特別損益は一般的に決算の修正行為とされていることから意見の趣旨は理解しているが、事業の特性から生じるものとして、公営企業会計上、特別損益は、適正に期間損益を把握するための会計処理として取り扱いが認められているので、現行処理を行うが、事務処理の効率性や簡便性の観点から、他の事業体の事例等を調査、参考としながら、改善策がないか研究していく。
意見	4-(2)-②	P180	管理部 財務課	② 一般会計からの基準外繰入金について 下水道事業において、水洗化率の向上、使用料改定等による使用料収入の増加、保有施設の合理化、民間活用等による経費削減により、一般会計からの繰入金を抑制していく必要がある。	対応予定	下水道事業における一般会計からの基準外繰入金は、汚水処理費用を使用料収入で賄えないため生じていることから、意見のような経費削減を念頭に事業運営を行っていく。一方、使用料改定等による収入の増加について、収入を増加させるための使用料の改定の必要性は認識し、経営戦略にも明記しているところだが、コロナ禍や物価高騰による社会情勢もあり、具体的な時期等を検討している状況である。

指摘事項		意見	
措置済 (R4.12公表分含む)	12件	対応済 (R4.12公表分含む)	31件
検討・改善中	0件	対応予定	1件
措置困難	2件	対応困難	8件
計	14件	計	40件

令和2年度包括外部監査の結果に対する措置及び対応状況（令和5年3月末現在）

テーマ「指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	I-2-(4)-⑦	P103	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品が2千点以上あり、台帳上の備品と現物の照合が困難な状況。 ・それぞれが実施すべき事項を明確化し、どうすれば効率的・効果的に財産管理が実施できるか再考するとともに、備品管理マニュアル等で明文化し共有することが望まれる。 ・バーコード管理や保管場所別一覧の出力対応などシステム改善等も検討余地あり。 ・指定管理者とカフェの運営団体との関係には何ら契約関係が無く、カフェ内備品に関する指定管理者の管理責任の有無が不明瞭であり所在を明確化すべき。 	検討・改善中	<p>カフェ内備品については所在を確定し、指定管理者の管理責任物品からは除外している。</p> <p>不明物品については令和5年度中を目途に照合作業を進めている。</p>
指摘	I-2-(4)-⑧	P104	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品の買替えは市が負担することが定められているが、指定管理者が購入していることが多い。（協定書に沿った運用となっておらず問題） ・備品の費用負担や所有権の帰属、指定管理者が所有権を有する備品の指定期間終了後の取扱について、効率性及び経済性の観点から再考し、協定書等を改めることが望まれる。 	検討・改善中	<p>備品の買い替えに必要な予算については予算要求を行い対応している。指定管理者が所有権を有する備品の取り扱いについては、指定期間終了後には市に所有権を帰属させることも視野に入れて引き続き指定管理者と協議を行っている。</p>
指摘	VII-2-(4)-(ウ)	P191	建築住宅課	<p>【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅</p> <p>モニタリングを実施しても、モニタリングチェックシートの結果について評価結果の通知、指導が行われていない。</p>	措置済	<p>モニタリングチェックシートの結果及び指示改善事項について、令和4年11月22日に文書で通知した。</p>
意見	II-2-(2)-③	P81	都市戦略課	<p>指定管理者選定における配点について、配点の最も高いものを重要基準とするのみでなく、絶対的に劣ってはいけない事項またはすべての項目に最低点を設けるべき。</p>	対応予定	<p>最低点の設置については、その必要性について引き続き検討していく。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	I-2-(2)-②	P95	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員の人数を奇数とする配慮が良かったのではないかと。また委員の人数が4名というのは他施設と比較して少ない。 ・選定委員の人数について、一定の方針を定めることが望ましい。 	対応済	令和5年度の指定管理者選定においては、公正性・透明性・客観性を高めるとともに多様な視点から審査を行うためにも、選定委員の人数は5名以上の奇数とする方針とした。
意見	I-2-(3)-①	P96	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の文化施設の利用料金制導入割合は62.3%（R元時）。利用料金制の積極的な導入の検討が望まれる。 	対応予定	利用料金制の導入については、新型コロナウイルス感染症の影響や指定管理者の収支状況をみながら、今後も研究を行っていききたい。
意見	I-2-(3)-②	P97	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模修繕は5年から10数年の長期的な計画のもと実施されるべき。 ・抑制可能な変動費的性格の支出については金額を合理的に見積もり、指定管理料の積算上予め考慮することが望ましい。 	対応済	令和5年度の指定管理者選定においては、令和2年度に策定した「文化施設等長寿命化計画」を参考に、特定天井改修工事等の長期間にわたり休館が必要な大規模工事を実施する予定がある場合には、あらかじめ工期等を精査し、指定管理料の積算に加味するよう対応する方針とした。
意見	I-2-(4)-①	P97	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で求める「文化芸術企画事業」の位置付けが不明瞭である。 ・「文化芸術企画事業」は仕様書に基づく指定管理者が行うべき事業であるが、参加料等の徴収の可否やその帰属先が募集要項及び仕様書に明示されていない。 ・募集時に明確化しておく必要があると思料する。 	対応済	令和5年度の指定管理者選定においては、参加料等の徴収可否やその帰属先について募集要項に明示する方針とした。
意見	I-2-(4)-③	P101	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定時、毎年度の事業計画書に、具体的な数値目標（使用日数・利用率・入場者数等）が明記されていない。 ・事業別収支の明確化に加え、数値目標の設定や利用者情報の細分化などにより、より効率的、効果的に長期的管理を実施できるような仕組みを構築することが望まれる。 	対応済	令和5年度の指定管理者選定においては、数値目標の設定や利用者情報の細分化による実績管理などを取り入れ、より効率的効果的な管理を行う方針とした。
意見	I-2-(4)-⑥	P103	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市民文化ホール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行った修繕のうち、別個に契約すれば1件100万未満となり指定管理者の負担となる。1件の定義を明確にすることが必要。 	対応予定	市と指定管理者の負担のあり方について、個々の事案ごとに双方で確認しながら進めていく。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	Ⅱ-2-(2)-②	P112	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務健全性だけでなく、収支計画の妥当性や経費縮減方策の的確性の判断には高度な専門性が要求される。選定委員のうち少なくとも1名は会計の専門家を加えることが望ましい。 ・選定委員に地域の利用者という同種類の立場で3名選任されているが、審査項目に適した異なる立場の者を選任するほうがより適切であった。選定委員の構成を再考されたい。 	対応済	令和5年度の指定管理者選定においては、選定に多様な視点を取り入れるためにも、選定委員の人選については、異なる専門性をもつ委員で組織する方針とした。
意見	Ⅱ-2-(4)-②	P115	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定時、毎年度の事業計画書に、具体的な数値目標（使用日数・利用率・入場者数等）が明記されていない。 ・数値目標の設定や利用者情報の細分化などにより、より効率的、効果的に長期的管理を実施できるような仕組みを構築することが望まれる。 	対応済	令和5年度の指定管理者選定においては、数値目標の設定や利用者情報の細分化による実績管理などを取り入れ、より効率的効果的な管理を行う方針とした。
意見	Ⅱ-2-(4)-④	P116	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請方法が、直接来館かFAXのみのみ。インターネットによる申込を検討されたい。 ・料金の決済手段が原則現金であり、キャッシュレス決済への対応を検討されたい。 	対応予定	令和4年8月からメールでの申請受付を開始しており、住民サービス向上に取り組んでいる。 キャッシュレス決済等、さらなる利用者の利便性を高める方策については、今後も全庁的な課題として関係部局や指定管理者と協議を行っていきたい。
意見	Ⅱ-2-(4)-⑥	P117	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物維持管理費として毎月1,380千円計上されている。当該委託業務は一種の内部取引であり、透明性の確保、収支実態の適切な把握の観点から具体的な業務内容・取引金額の妥当性において、市において検証すべき。 ・このような取引は、第三者に対する委託と同様、あらかじめ市の承認を受けることとすることも必要。 ・内部取引がある場合にその取引実態が把握可能となるように収支報告書上の科目や報告形式を再考されたい。 	対応予定	指定管理者が構成員同士での取引を計上する場合は、客観的な合理性が確保できるよう報告上の科目や報告形式について指定管理者と協議し改善したい。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	Ⅱ-2-(4)-⑦	P117	文化・市民活動課	<p>【施設】宮崎市清武文化会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の積算に非現金支出である直近の「減価償却費」が含まれている。本来、支出時の収支報告書には取得額全額が反映されるべきものである。 ・しかし、収支報告として損益状況の実態把握に重点を求めれば、減価償却費の計上も一定の合理性は認められる。 ・収支報告書における減価償却費の取扱を明確にすることが必要。 	対応予定	<p>収支報告書に減価償却費が計上される場合の対応については、今後の市の指定管理における方針に関わるため、都市戦略課と協議する。</p> <p>なお、令和2年度からの指定管理者は、減価償却費を計上していない。</p>
意見	Ⅲ-2-(2)-②	P124	親子保健課	<p>【施設】宮崎市総合発達支援センター</p> <p>公募の場合は、競争原理によりインセンティブが生じえるが、非公募である本施設は生じづらい。よって、外部人材による運営委員会を設置し意見収集を行うことなどで、公募時と同等のインセンティブが発生することが期待できると考える。</p>	対応予定	<p>これまで、外部人材による評議員からの意見聴取や関係団体との意見交換、利用者との面談・アンケートを行っている。アンケート結果における対応状況については施設内に一部掲示しているが、ホームページ上で結果を公表することを令和5年度中に検討するなど、引き続き業務改善に努める。</p>
意見	V-2-(2)-②	P152	公園緑地課	<p>【施設】上野町駐車場</p> <p>指定管理者選定委員6名のうち3名が外部委員であったが、採点時に外部委員1名が欠席し、選定上重要な採点においては外部委員が半数以下となった。外部委員の意見を十分に反映させるための対策や委員構成が必要。</p>	対応困難	<p>上野町駐車場については、令和5年3月末をもって廃止した。</p>
意見	V-2-(3)-①	P153	公園緑地課	<p>【施設】上野町駐車場</p> <p>利用料金制の導入について定期的に検討することが望ましい。</p>	対応困難	<p>上野町駐車場については、令和5年3月末をもって廃止した。</p>
意見	V-2-(4)-③	P155	公園緑地課	<p>【施設】上野町駐車場</p> <p>料金体系の改定の検討が定期的には実施されていない。過去の料金改定に関する資料を少なくとも次回の改定時までは保管し、数年毎には現行料金体系が適切か検討されるべきである。</p>	対応困難	<p>上野町駐車場については、令和5年3月末をもって廃止した。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	VII-2-(3)-①	P187	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 宮崎市は、将来の改修工事等の具体的な計画を立て、その財源確保に努める必要がある。その上で、指定管理料の上限額設定の見直し検討の要否判断も必要。	対応済	令和4年3月に「宮崎市公営住宅等長寿命化計画」を改訂し、各年度の改修工事の計画については策定済。指定管理料の上限額設定の見直しについては、修繕実績等を参考に次期の指定管理者更新に向けて検討していきたい。
意見	VII-2-(4)-(ア)	P189	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 地区管理会社管理費支出等のいわゆる内部取引については、収支報告書の記載方法を明確化するとともに、通常以上の利益が含まれていないかなど金額の合理性を検証することが必要。	対応済	令和5年2月2日に実施した収支状況調査において、関係帳簿等を照合し、問題ないことを確認した。 今後も毎年、モニタリングにおいて収支状況の確認を行う。
意見	VII-2-(4)-(イ)	P189	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 「公営住宅管理特別委員会費支出」及び「指定管理事業調整準備金繰入金」は利益の中から指定管理者が内部で備えるべき性質のものであるため、収支報告書に計上される必要はない。	対応済	令和4年11月22日にモニタリング結果通知において指導を行った。
意見	VII-2-(4)-④	P189	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 維持保全費（修繕費）は実績により精算することとなっているため、領収証等との照合確認も必要である。また、本社費がどのように各施設に配布されているかについても確認が必要。	対応済	令和5年2月2日に実施した収支状況調査において、関係帳簿等を照合し、問題ないことを確認した。 今後も毎年、モニタリングにおいて収支状況の確認を行う。
意見	VII-2-(4)-⑤	P190	建築住宅課	【施設】宮崎市営住宅及び旧町有住宅 法人の財務状況の把握について、分析の結果指定管理者にどう指導したのか調書がない。財政基盤のチェックは重要であるため、分析結果及び指導内容等について記録を残すべき	対応済	決算書の分析結果及びモニタリング等で指定管理者に指導した内容については、モニタリングチェックシートに記載することとした。

指摘事項		意見	
措置済 (R4.12公表分含む)	32件	対応済 (R3.7公表分含む)	79件
検討・改善中	2件	対応予定	7件
措置困難	0件	対応困難	3件
計	34件	計	89件

令和3年度包括外部監査の結果に対する対応状況（令和5年3月末現在）

テーマ「環境部の財務に関する事務の執行及び運営管理について」

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	1	P49	環境政策課	<p><u>ホテルの里づくり事業</u> 令和2年度の活動実績をみると、A会はホテル生息調査の回数が他会よりも少なく、環境美化活動にいたっては全く行っていない。 本件については、上記のような状況を3年間も放置していた宮崎市の管理体制にも問題があり、この点はこの地方自治法第234条の2にも抵触することになるため、この点についても早急に是正されるべきである。</p>	措置済	<p>令和4年4月に要綱改正を行い、活動内容を「(1)指定地区のホテル生息調査(年4日以上)」と「(2)ホテルが生息する河川の清掃等(年2回以上)」、「(3)ホテル保存会総会への参加(市主催)」「(4)自然環境保全に係る意識啓発活動(随時)」の4項目に整理し、さらに、生息調査及び河川清掃については最低限の活動回数を設けるなど、改善を図った。</p>
指摘	2	P76	環境業務課	<p><u>一般廃棄物収集運搬事業</u> 旧宮崎市域の収集運搬業務において、宮崎市財務規則第105条第1項第3号に基づき契約保証金を免除している。 （中略）、（略表） 本件において事業を受注した協同組合は、平成30年6月に設立した団体である。宮崎市が旧宮崎市域の細分化した収集エリアを統合して収集業務を実施することになったのは平成31年4月からであり、それに伴い当然契約内容の金額的な規模も大きくなった。それまでは、協同組合の構成団体である各企業が宮崎市と業務委託を締結して収集業務を実施していた。 そうすると、本件における「契約の相手方」はあくまでも協同組合であり、当該団体が過去2年間の業務実績等を有するわけではないのであるから、財務規則の要件は充足せず、財務規則に反して契約保証金を免除したのではないかという問題が生じる。この点について宮崎市担当課に説明を求めたところ、「関係課と協議の上、団体を構成する企業が過去2年間に受注した合計金額で実績としてよい、として免除した。」ということである。 （中略） しかしながら、条文上は「契約の相手方が」と形式的かつ明確に規定されているのであるから、この要件を実質的に解釈してよいという根拠はどこにもない。（中略） 以上のことからすると、団体の構成企業と個別契約を締結していた結果をもって契約主体が団体となった場合も同じ「契約の相手方」と捉えることには無理があり、そうすると本件における対応は財務規則に違反するものであったといわざるを得ない。</p>	措置済	<p>契約保証金の免除については、当時、契約課と協議のうえ、組合を構成する業者の過去2年間の受注金額の合計で可とした。再度、契約課と協議した結果、現在は、包括外部監査の指摘のとおりと考えており、令和5年度契約から適正に対応する。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	3	P79	環境政策課	<p><u>ごみ減量啓発事業</u> 報償金支払いの根拠となる事実があることを確認し、支出の適正性を疎明する資料を残すため、少なくとも出前講座の実施先からは書面による実施報告を受けることが適切である。</p>	措置済	実施したアドバイザーが提出することとなっている報告書だけでなく、講座の実施先からも報告書を提出することとした。
指摘	4	P81	環境業務課	<p><u>家庭系生ごみ減量促進事業</u> 生ごみ処理器の現物支給においては、支給を希望する宮崎市民が過去8年以内に現物支給や補助金の交付を受けていた場合、原則的には現物支給を受けられないものの、例外として「特に必要と認める場合」には支給を受けることができる（宮崎市生ごみ処理器支給要綱第8条）。しかしながら、実際に過去8年以内に現物支給や補助金の交付を受けたことのある宮崎市民が現物支給の申請を行った場合、例外要件の充足について特段検討することなく一律現物支給申請を認めていない、ということがうかがわれる。 （中略） 原則的に現物支給が認められない申請があった場合であっても、安易に支給をしないとするのではなく、十分に事実確認を行ったうえで支給するか否か判断すべきである。</p>	措置済	令和4年度から、8年以内に申請があった場合は、申請の理由を聴取して、災害等「特に必要と認める場合」に該当する場合には支給する。
指摘	5	P82	環境業務課	<p><u>家庭系生ごみ減量促進事業</u> 宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第7条第1号にある「第2条第2項に規定する暴力団関係者」については、「第2条第4項に規定する暴力団関係者」の誤りであると思われる。第2条第2項には、暴力団関係者に関する記載はない。 （中略）（略表） この点については明らかな誤りであるため、すみやかに改正を行うべきである。</p>	措置済	ご指摘のとおり条項の誤りであったため規則の改正を行った（令和5年4月1日施行）。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	6	P86	環境業務課	<p><u>ごみ関連チャットボット事業</u> 設置要綱第3条第3項によれば、「審査評価委員」が「提案内容の審査及び評価に関すること」の任にあたるものと解釈できる。そうすると、設置要綱の文言上は、審査評価委員ではない「委員」はこの任にはあたらないものと解釈される。 また、第3条第1項によれば、審査評価委員も当然に選定委員会の構成員となるはずである。 しかしながら、実際の運用においては、審査評価委員もそれ以外の委員も提案内容の審査及び評価を行った。また、その後の選定委員会においては、審査評価委員以外の委員のみで委員会を構成し、受託候補者の決定を行った。これらについては、設置要綱に従わない運用であったといわざるをえない。 設置要綱を規定するにあたっては、あいまいな表現や想定と異なる表現とならないよう、十分に留意するべきである。</p>	措置済	ご指摘のとおり、あいまいな表現にならないよう、今後、要綱を策定する際は、十分留意する。
指摘	7	P86	環境業務課	<p><u>ごみ関連チャットボット事業</u> 委託契約書第6条に基づき再委託の承諾をしているが、承諾に際し再委託先の暴力団排除に関するチェックが何ら行われていない。また、委託契約書には暴力団排除条項がないため、委託契約書第6条第3項（委託先が契約上負うのと同等の義務を再委託先に負わせる規定）に基づいて再委託先に暴力団排除に関する義務を負わせることもできない。 再委託を承諾するにあたっては、再委託先の暴力団排除に関するチェックを行うか、委託契約書に暴力団排除条項を盛り込むことで第6条第3項に基づき再委託先にも当然に暴力団排除に関する義務を負わせるかの対応を行うべきである。</p>	検討・改善中	<p>委託契約書第6条（再委託の禁止）を根拠に再委託を承諾した場合においても、再委託先において暴力団を利することにならないよう関係課において対応を検討する中で、本件に関しては、総務法制課に確認のうえ、委託先と再委託先間で交わす書面の中に暴力団関係者ではない旨が明記されていることをもって再委託先が暴力団関係者ではないと判断をする運用とした。 しかしながら、委託契約における再委託に関しては、全庁に影響することであるため契約担当課において検討しているところである。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	8	P89	環境業務課	<p><u>資源物（衣類・古紙）収集運搬事業（資源物等収集運搬事業）</u> 本事業とは別の事業として、資源物（衣類）処理事業、古紙売払金（これは正確には宮崎市の歳入にあたるもの）が存在する。資源物等の中間処理や処分については、本事業とは別事業に属するものであるが、宮崎市（あるいは宮崎市担当課）は各事業の内容について混乱していたものと思われる。すなわち、本事業の随意契約理由書を確認したところ、「協同組合は市内の～中略～組合で、古紙・古布の処分ルートが確立されている。」との記載や「同組合は～中略～古紙・古布の収集・運搬・中間処理の業務を行い、今日まで責任ある確実な業務遂行の実績がある。」といった記載があり、中間処理や処分まで本事業の範囲内であるという前提で理解していると思われる記載があった。 （中略） 事業の内容を正確に理解したうえで決裁文書を作成し、決裁者においても事業の内容を正確に理解して決裁を行い、事業を実施すべきである。</p>	措置済	<p>以前は、古紙の収集・運搬から製紙会社への売却までを一括して製紙組合に委託していたが、「収集・運搬」と「古紙売却」に契約を分けた際に、関係書類の整理が十分できていなかったため、誤った説明をしてしまった。令和4年度からの契約については、必要な整理を行い決裁した。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	9	P94	環境業務課	<p>資源物集団回収推進事業 家庭用廃食用油を除く資源物の集団回収について、期限後の申込みが合計93件あるが、いずれについても要綱第8条但書の要件について検討された形跡がない。むしろ、関係資料の検討結果及び担当課へのヒアリングの結果からすると、期限後の申込みであったとしても当然に報償金を交付することを前提に申込みの都度決裁伺いが出され、報償金を交付する旨の決裁がされているように思われる。要綱上、期限後の申込みは原則として認められず、これを認めるのはあくまでも例外的であることからすると、このような運用に基づく支出は要綱違反である可能性が高い。仮に期限後の申込みを認めるのであれば、例外事由の有無について慎重に検討の上、同事由に関し判断するための資料等を添付した上で各決裁権者において決裁を行うべきである。（以下略）</p>	措置済	<p>期限後の申込みについて、要綱第8条の但し書きの要件の該当性を検討せず支給していた。 令和4年5月に要綱を改正し、申込期間を10日間から25日間へ延ばし登録団体の事務負担軽減を図った。その上で、申込期限内の申請を徹底し、期限後の申込みについては、但し書きの要件の該当性を慎重に検討することとした。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	10	P95	環境業務課	<p><u>資源物集団回収推進事業</u> 家庭用廃食用油の集団回収について、報償金交付申請期限は令和3年3月19日である。しかしながら、申請期限を過ぎた令和3年3月26日に担当課の受付印が押され、そのまま報償金が交付されている例が7件存在する。これらの申請が期限後に行われたのではないかという点について担当課に確認したところ、「受付印の日付にかかわらずいずれも3月19日の期限内に申請されたものである。」ということである。また、7件のうち5件は、いったん期限内に申請がされたが書類不備により期限後に再提出されたものということである。 （中略） 要綱上、家庭用廃食用油に関しては期限後の申込みを許容するための例外規定はないのであるから（要綱8条の2参照）、仮に期限を徒過した申込みを認めたとうえで報償金を交付していたとすれば違法となる。 （中略） また、仮に食用油を除く資源物に関するのと同様、期限後の申込みであったとしても例外的に認めるのであれば、適宜の内容に要綱を改正するべきである。</p>	措置済	<p>期限内の申込を徹底したうえで、やむを得ない場合には、期限後の申込みを例外的に認めることができるよう、令和4年5月に要綱を改正した。</p>
指摘	11	P99	環境業務課	<p><u>生活系一般廃棄物の適正排出管理事業</u> ごみ集積所整備推進事業補助金の交付決定に関する起案用紙において、手書きかつ鉛筆で訂正がされているものがある。 （中略） このような運用は不適切といえるので、基本的には手書きでの修正を認めるべきではない。また、仮に手書きでの修正を認めるのであれば修正箇所にも決裁者が決裁印を押すなど、上記の問題が生じないような措置を講じるべきである。</p>	措置済	<p>起案文書等の作成においては、「文書事務の手引き」に基づき作成することになっており、起案文書の訂正においては、修正をしたものは、修正部分を二本線で消して、該当修正箇所に訂正印を押印し、字句を加えるときは、脱字の行の上側に、くくり符号を使って抜け落ちた部分に加入し、訂正印を押すこととされている。今後も同手引き書に従って文書の作成を行う。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	12	P99	環境業務課	<p><u>生活系一般廃棄物の適正排出管理事業</u> ごみ集積所ボックス設置にかかる補助金の額については、上記のとおり利用世帯数に応じて上限が定められている。そのため宮崎市は、補助金申請にあたっては利用者名簿の提出を義務付けている。補助金支給額が上限を超えていないかについて、利用者名簿を参照しながら確認したところ、同じ住所の2名を2世帯とカウントすることで合計10世帯があるものとして10世帯の補助金上限額を支出した事例が存在することが判明した。 （中略） このような事例においては、「同一の住所であるが別世帯である。」などの書面による補充を申請者側に求めたうえで、支出に関する決裁を得るのが適当ではないかと考える。</p>	措置済	令和4年度から補助金申請において、別世帯であることの確認するため、必要に応じて、同一住所の2世帯が別世帯であることがわかる書類の提出を求めることとした。
指摘	13	P100	環境業務課	<p>宮崎市ごみ集積所整備推進事業補助金交付要綱第9条第2号の「やむを得えない」は、「やむをえない」または「やむを得ない」の誤記と思われるので、すみやかに改正をするべきである。</p>	措置済	令和4年4月に補助金交付要綱を改正し、当該箇所を修正した。
指摘	14	P108	環境施設課	<p><u>4町域処分場早期閉鎖事業</u> 焼却灰(主灰)の運搬業務委託(田野)で提出すべき書類のうち、作業前・中・後の写真の提出がなかった。 仕様書に記載された書類等の提出に不足があり、仕様書に基づいて必要な検査ができないにもかかわらず、業務完了検査調書が作成されたことは、これらの規定に反するものである。書類等の提出不足を改善するだけでなく、監督又は検査体制についても改善すべきである。</p>	措置済	<p>本業務における令和3年度実績報告の際には、仕様書に定めのある写真の提出を確認した。 一方で、本業務の履行状況については、焼却灰の搬出元(エコクリーンプラザみやざき)と搬入先における計量伝票、および施設の運転管理受託事業者からの報告資料を基に、適切に確認し検査することが可能である。 このため、令和4年度契約分からは仕様書を改め、写真の提出を義務付けないこととした。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	15	P125	環境施設課	<p><u>不燃物理立場維持管理費事業</u> 「萩の台汚水処理場No.1電動流入弁修繕に係る工事請書」の印紙について、当該請書には400円の印紙が添付されている。請負代金のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は1,000,000円のため、本来添付する印紙は200円である。 請負代金のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は1,000,000円のため印紙税は200円であるので、印紙税の還付の手続きを行い、適正な印紙を添付するよう受注者に指導するべきである。</p>	措置済	令和4年7月に誤った金額の印紙は受注者に返還し、正規の額の印紙を貼付させた。
指摘	16	P125	環境施設課	<p><u>不燃物理立場維持管理費事業</u> 各施設を現地調査し、備品台帳一覧に記載してある物品を確認したところ、以下のものが検出された。(略) 担当課が常に状況を把握しておらず、公有財産管理上の注意義務を怠っているため当規則に反する。特に、閉鎖されたままの倉庫については、早急に修繕し倉庫内を検査すべきである。倉庫内に何が入っているか分からないまま放置されていることは、非常に大きな問題である。併せて、倉庫が開閉できない等、施設の異常を長期間把握できなかった件について、原因を調査し、今後発生しないよう改善しなければならない。 また、受託者の備品等の管理について仕様書には次のように記載してある。(略) 受注者が備品等の破損を放置しており、また、それらを効率的、経済的に使用していないため、仕様書に反する。 本来であれば、破損した物品等については受注者が原状復旧しなければならないが、担当課の管理不足でもあるため、すべてが受注者の責任ではないと考えられる。各施設の備品等について、今後の施設の使用状況等を勘案し、見直しをすべきである。</p>	措置済	<p>各施設の備品等については、使用可能なものと不能なものに分け、不能なものは除却し処分するとともに、使用可能なものは適切に管理等、整理を行った。 また、萩の台不燃物理立場の倉庫については、令和4年3月に開錠し中の点検を行ったところ、機器のメンテナンスに用いる油脂類等が確認されたため、使用可能なものについては他の施設で利活用することとし、使用不可なものは令和5年3月に産業廃棄物として処分した。 なお、整理作業は、令和4年度から本市と受託者が共同で行い、適正な備品管理について意識の共有を図るとともに、令和5年度の維持管理業務委託仕様書に、物品等の整理整頓及び不要となった物品等を適切に分別、整理することを明記した。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	17	P127	環境施設課	<p><u>不燃物理立場維持管理費事業</u> 薬剤や予備品等、物品の管理について、受入数量及び払い出し数量並びに残高数量の把握を行っておらず、実地棚卸も行っていない。 また、現場視察時には購入後長期間にわたって使用していないと推察される薬剤等や、まだ使用可能な予備品等が散見された。 各種薬剤や予備品、消耗品等が倉庫に長期間にわたって使用されず放置されている状態は、適正に管理、使用されていないため仕様書に反する。また、薬剤等が長期間放置されることは安全面においても問題がある。当薬剤等については、早急に処分などの対応をとるべきである。また、今後使用見込みのない予備品等については、売却等を検討すべきである。</p>	措置済	<p>長期間にわたり使用されず保管されている薬剤・予備品等について、使用可能なものは他処分場で有効に活用するとともに、不能なものは令和5年3月に産業廃棄物として処分した。 また、令和5年度発注分から、薬剤・予備品等の納品量、在庫量等の管理表の記入を受託者に求めることとした。</p>
指摘	18	P129	環境施設課	<p><u>不燃物理立場維持管理費事業</u> 委託業務報告書や日報、発注書等の書類の管理について各施設を現地調査したところ、直近3年程度の書類は整理及び保存されていた。しかしながら、それより古い書類については、倉庫や空き部屋に、段ボールに入れて積上げられる等、適正に管理されていなかった。 当該文書は、宮崎市の管理対象外ではあるが、重要な文書であるため、書類を段ボール等に入れて放置するのではなく、書棚や倉庫に年度別に並べるなどの整理を行い、古い文書については処分する等、施設等を効率的、経済的に使用するよう指導すべきである。</p>	措置済	<p>受注者に書類等の適切な管理又は処分を指導し、令和4年12月に処分等の完了を確認した。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	19	P129	環境施設課	<p><u>不燃物理立場維持管理費事業</u> 4町合併前の契約、協定等に関する文書等が、なんら処理が行われることなく放置されていた。 宮崎市文書規程によれば、契約、協定等に関する文書等については、重要なものを除き、保存期間が5年となっている。合併前の文書については、当期間を明らかに超過しているため、当規定に基づいて適正に処分等を行うべきである。</p>	措置済	令和4年12月に文書規程に基づき適正に処分等を行った。
指摘	20	P130	環境施設課	<p><u>不燃物理立場維持管理費事業</u> 宮崎市たらのき台不燃物理立場を視察したところ、現在停止している浸出水処理施設内の一角に机、棚、備品等を設置し事務所として使用していた。当施設には当初より事務室を含む管理棟があるが、長期間使用されておらず、机や書類が散乱している状態であった。 簡易的に使用している事務所を整理し、仕様書に記載されているように原状復旧を行い、事務室がある管理棟を使用すべきである。</p>	措置困難	<p>浸出水処理施設は停止しておらず現在も稼働しており、埋立場からの浸出水を適切に処理する必要があることから維持管理業務を委託し、受託者は浸出水処理施設の一角を事務所として使用している。 一方で管理棟は、当埋立場でごみの受入を行っていた当時に来場者への対応や電話応対をはじめとした事務を行うために使用していた施設であって、現在は使用する必要がないことから、本市では水道や電気に係る契約をはじめ管理棟の使用を中止するとともに、維持管理業務の委託範囲を浸出水処理施設に限定することで費用の縮減を図っている。 以上のことから、受託者が自らの判断で管理棟の使用を休止したわけではなく、事務作業を管理棟で行うべき特段の理由もないため、問題はないと考える。なお、使用する見込みのない管理棟については解体処分を行ったほうが望ましいが、財政上の制約もあるため、廃止基準を満たして埋立場全体を廃止する際に併せて解体することとする。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	21	P132	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u> 各施設を現地調査したところ、使用済みのタイヤや破損した機材、ドラム缶等の産業廃棄物が乱雑に放置されていた。 産業廃棄物が長期間放置されていることは、事故、火災等の防止の観点からも問題があり、仕様書に反している。 特に、廃棄物の管理を司る環境部の施設内に、産業廃棄物が放置されている状況は望ましくないため、早急に改めるべきである。</p>	措置済	令和5年3月に産業廃棄物としての処分を完了した。
指摘	22	P133	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u> たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託について、平成28年度の包括外部監査において、当該随意契約について検討及び改善するよう監査意見が述べられているが、なんら検討されておらず、改善もされていなかった。また、平成15年度に指摘され、宮崎市が当該指摘事項に対する措置を公表しているにもかかわらず、現在に至るまで当措置が講じられていない。 随意契約で業者を選定する場合には、随意契約理由書とは別に業者選定について具体的に記述した資料を整備すべきである。</p>	措置済	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の主旨に沿って、し尿の収集運搬業務が減少した当該受注者の代替業務として本件委託を随意契約としている側面もあるため、令和5年度契約分から、その内容を随意契約理由書に記載した。
指摘	23	P135	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u> 各施設を現場視察したところ、指定された検査日を超過した消火器が放置されていた。 当該消火器の放置は、関係法令を遵守しておらず、また、現場作業の安全及び秩序を保ち、事故、火災等の防止に努めていないため、仕様書に反している。当消火器について、直ちに適正な点検等が行われるべきである。また、今後、消火器の放置等を防ぐために、各施設の防災に係る点検等の見直しを行うべきである。</p>	措置済	<p>消防法において機器点検や総合点検を要する施設は同法第17条第1項及び同法施行令第6条並びに別表第1で規定されているところであり、本規定に該当する施設については消火器も含め、適切に消防機器等の点検を実施している。 なお、本規定の該当及び非該当に関わらず全ての施設において、使用期限を超過した消火器は適宜処分している。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	24	P136	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u> 各施設の小型特殊自動車等の重機は、道路を走行するための登録ナンバーを取得しておらず、専ら施設で使用されていることから、その動力源に使用する軽油の引き取りについては免税扱されるにもかかわらず、当免税が考慮されていない価格でたらのき台汚水処理場外維持管理業務委託に係る委託費が算定されていた。</p>	措置済	令和5年3月に契約した令和5年度維持管理業務委託においては、免税価格で委託費の積算を行った。
指摘	25	P137	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u> 田野町一般廃棄物最終処分場を現地調査し、施設従事者のタイムカードを確認したところ、施設従事者2名のうち1名の退勤が16時台となっている日が複数あった。早退について担当課に尋ねたところ、勤務者の早退等、勤務時間について把握していなかった。 担当課が、勤務時間について把握していないことは、契約の履行を適正に検査しているとはいえず地方自治法に反する。地方自治法施行令に定めるように、宮崎市は契約について、契約書、仕様書等の関係書類に基づいて検査をしなければならない。そのため、受注者から提出される日報により適正な検査が行えないのであれば、日報の改善を行うよう求め、適正な検査を行うべきである。</p>	措置困難	<p>本業務については、「たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託」に基づき実施されており、田野町一般廃棄物最終処分場における業務は、仕様書及び特記仕様書に定めるとおり、(1)埋立覆土業務、(2)浸出水処理設備運転管理業務、(3)施設周辺監視業務等、(4)浄化槽維持管理業務、(5)水質検査業務である。 本市は、受託者の個々の従業員の勤務時間に関わらず、契約に基づき、受託者が組織として業務を適切に履行したか確認・検査しているところであり、今後も適正な検査実施に努めていく。</p>
指摘	26	P139	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u> エコクリーンプラザみやぎきの開設により、清武町一般廃棄物最終処分場等へのごみの搬入は大幅に減少している。そのため、各施設は、当初予定していた埋立期間の大幅な変更を余儀なくされている。 これらの処分場は、前述している維持管理費だけでなく、施設の老朽化に伴う修繕費等もかかる。そのため、エコクリーンプラザみやぎきと連携し、ごみの毎月の搬入量等を詳細に設定する等、各施設の計画的な運用を図るべきである。</p>	措置済	平成29年度から「4町域処分場早期閉鎖業務」に着手し、焼却灰や浸出水への影響を踏まえながら運用を進めており、毎月の搬入量等は各処分場の状況により適宜調整しているところである。また、令和4年12月に各最終処分場の埋立計画等を改定し、今後も適宜見直しを図っていくこととしている。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
指摘	27	P140	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理費事業</u> 宮崎市萩の台不燃物埋立場等の各施設は共済保険の対象となっている。これらの施設については今後の使用状況を勘案し、加入の見直しを行うべきであり、再調達価格の評価額を見直す等により保険料の減額を検討すべきである。</p>	措置済	今後使用する見込みのない施設については、令和4年度からの共済保険は付保しないこととした。
指摘	28	P148	環境施設課	<p><u>旧焼却設備維持管理事業</u> 南部環境美化センター機械警備業務委託について、実施要綱で定める第3条で「受注者は施設等の警備計画書を策定し、提出するものとする」とあるが、提出がされていなかった。宮崎市は受注者に対し、確認作業を怠らず受注者への指導を徹底すべきである。</p>	措置済	令和4年度から受注者への指導及び提出物の確認作業を徹底している。
指摘	29	P148	環境施設課	<p><u>旧焼却設備維持管理事業</u> 南部環境美化センター周辺草刈業務委託について、地区住民との随意契約から競争入札への移行を検討されたい。</p>	措置困難	廃棄物処理施設は迷惑施設であることから、その設置や運営については地域住民の理解や協力を得ていくことが不可欠であり、地域住民との随意契約は必要と考える。
指摘	30	P161	環境指導課	<p><u>ごみのばい捨て・路上喫煙対策事業</u> 現行の自己申告形式の業務実施報告書のみでは、業務内容の適正な履行を確認できず、また、宮崎市による検査も十分に行われていないため、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）の規定に反しており、担当者が申告内容を適正に検査できる体制とすべきである。</p>	措置済	令和4年度から業務仕様書（当該清掃業務で回収したごみの計量状況を毎回写真撮影、実績報告書とともに提出させる）を変更。併せてモニタリング調査（年2回）の実施や受託者との定期的な意見交換の場を設けるなど、業務が効率的に推進、確認できる仕組みを図った。

指摘	31	P170	環境施設課 資源物処理事業 プラスチック製容器包装処理について 業務実施契約書覚え書(特定事業者負担分)の 第5条第5項において、「宮崎市は引き渡し量 が予定引き渡し量に対して大幅な変更が見込 まれる時は、遅延なくその変更に関する合理 的な理由を付した書面で容リ協に通知する。 容リ協はその連絡を踏まえ、必要に応じて宮 崎市と容リ協の間で協議を行った上で、容リ 協としての対応を判断する。」と規定してい る。 これに関し、変更に関する合理的な理由を付 した書面があるのかを担当課に問い合わせた ところ「書面による通知を失念していた。」 ということであった。今後このようなことが ないよう注意喚起されたい。	措置済	令和3年度中途から、毎月行う引渡量の報告 の際に、「年間計画量に対する執行率」を組 織内で確認することとした。今後は執行率を 管理し、年間引渡量の大幅変更が見込まれる 際には、相手方に対し適切に書面で通知する こととする。
----	----	------	--	-----	--

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	1	P32	環境政策課	<p><u>太陽エネルギー利用機器導入促進事業</u> 民間による太陽光発電設備導入容量を調査し、その結果を基に環境基本計画における目標値を勘案した本事業の適正な各年度の目標値及び令和9年度における最終目標値を検討されたい。また、定置用リチウムイオン蓄電池についても最終目標値が設定されていない。定置用リチウムイオン蓄電池に対する補助事業についても、合理的な計算に基づく最終目標値を設けていただきたい。</p>	対応予定	<p>太陽光発電設備導入容量（定置用リチウムイオン蓄電池を含む）の目標値を設定するために、R5年度新規事業「2050年再エネ導入目標調査分析事業」を活用して再エネ種別のポテンシャルと需要の状況について分析・調査を進めたい。</p>
意見	2	P35	環境政策課	<p><u>COOL CHOICE(賢い選択)普及啓発事業</u> 街頭ビジョンとデジタルサイネージの業務による波及効果の測定については、交通量による推定のみでなく、アンケートによって認知度の実態を把握されたい。 メディア媒体を使った周知活動の成果や費用対効果はなかなか把握しにくいため、実態をより把握できる測定方法を採用されたい。</p>	対応予定	<p>COOL CHOICE(賢い選択)普及啓発事業は、令和2年度に終了したため、今後、類似事業を実施する場合は、市民アンケートを活用する等、「実態をより把握できる測定方法」も考慮して事業を立案していくこととする。</p>
意見	3	P35	環境政策課	<p><u>COOL CHOICE(賢い選択)普及啓発事業</u> 1者のみによるプロポーザルになってしまった場合、複数の事業者の参加を前提として作成された採点基準とは前提条件が異なるため、失格点をもうける等採点基準を見直し、安易な随意契約とならないような配慮をすることが望ましい。募集が1者のみの場合の採点基準を検討し、複数の場合の採点基準とともに募集要項に載せるよう再考していただきたい。</p>	対応済	<p>令和3年10月から、合計点数が満点の60%未満の場合は受託候補者として選定しないこととし、1者のみでも適正に評価できるよう改善を図った。</p>
意見	4	P41	環境指導課	<p><u>水質汚濁防止対策事業</u> 公共用水域水質測定業務の入札について、見積書を作成している事業者は故意に高くしていることはないか。また、現在の予定価格積算方法を改め、適切な積算を行うよう検討されたい。</p>	対応済	<p>2者以外に県内の検査機関から見積りを徴収し、3者の見積り金額の単価を建設物価の試験費と比較したところ、故意に高くしている状況は確認できなかった。 設計金額については、入札者の過去3年分の見積額に対する入札額の割合等を踏まえ、適正な予定価格を算出していく。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	5	P42	環境指導課	<u>水質汚濁防止対策事業</u> 公共用水域水質測定業務について、測定地点のうち3地点で宮崎市と国・宮崎県で重複がある。宮崎県と協議のうえ各測定の必要性を把握し、無駄な測定はないか検討されたい。	対応予定	宮崎県と協議を進め、見直し可能な地点については見直し、効果的な事業を推進していく。
意見	6	P48	環境政策課	<u>ホタルの里づくり事業</u> ホタル保存地区に対する報償金は一律30,000円となっているが、モデル地区のような業務の量に応じた報償金にするか、もしくは報償金を受け取るための最低限の活動内容を要綱に盛り込む等の対応策を検討されたい。	対応済	令和4年4月に要綱改正を行い、活動内容を「(1)指定地区のホタル生息調査(年4日以上)」と「(2)ホタルが生息する河川の清掃等(年2回以上)」、「(3)ホタル保存会総会への参加(市主催)」「(4)自然環境保全に係る意識啓発活動(随時)」の4項目に整理し、さらに、生息調査及び河川清掃については最低限の活動回数を設けるなど、改善を図った。
意見	7	P54	環境指導課	<u>大気汚染防止対策事業</u> 有害大気汚染物質モニタリング委託業務の入札において、予定価格に対して落札価格がやや低すぎる。受託者へのモニタリングによってこの差額の発生原因を解明し、最低制限価格を設けることも検討されたい。	対応済	事業者から提出された成果物を精査したところ、業務は適正に履行されていると判断している。
意見	8	P58	環境指導課	<u>自動車交通騒音対策事業</u> 令和2年度宮崎市自動車騒音常時監視業務委託について、予定価格に対して落札価格がかなり低い。積算の再検討や受託者へのモニタリング等によりこの差額の原因を究明されたい。最低制限価格の設定についても検討されたい。	対応済	事業者から提出された成果物を精査したところ、業務は適正に履行されていると判断している。
意見	9	P60	環境指導課	<u>ダイオキシン類対策事業</u> ダイオキシン類対策事業について、事業内容が類似している産業廃棄物処理監視事業のダイオキシン類分析測定業務との統合を検討されたい。	対応困難	本事業は、大気や水質の常時監視と特定施設の立入検査であり、別に行う廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設への立入検査を目的とする事業とは性格が異なる。統合した場合、事務の煩雑さを招き、担当者等が混乱するため、現状のまま継続する。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	10	P65	環境政策課	<p><u>共同利用施設整備事業</u> 令和2年度における本事業の内容は、月見が丘センターの駐車場整備工事と南赤江センター及び柳籠センターの共同利用施設アスベスト含有分析調査であるが、いずれも令和2年度で完了している。また、本事業と共同利用施設管理事業及び共同利用施設AED設置事業を1人の担当者が継続して受け持っている。 よってこれらの事業を共同利用施設管理事業に統合することを検討されたい。</p>	対応済	令和3年4月から共同利用施設AED設置事業を、令和4年4月から共同利用施設整備事業を共同利用施設管理費に統合した。
意見	11	P69	環境政策課	<p><u>こども5R学習事業</u> こども5R学習事業の委託契約において、受託者側から打合せと当日を合わせた1回あたりの契約単価を1万円増額するよう申し出が行われている。宮崎市の方でも本事業に期待しており、単価の問題についても歩み寄りの姿勢も示しているため、これらの対応が早期に行われることを期待する。</p>	対応済	那覇市の状況を確認し、受託者と協議した結果、令和3年度については、委託料積算において講座1回当たりの単価を5,500円増額した。また、今後受託者へのモニタリングや社会動向も踏まえながら適宜見直しを行っていくこととする。
意見	12	P72	環境政策課	<p><u>みやざきエコアクション認証制度事業</u> 本事業の評価基準を認証事業者の累計からISO取得等以外の理由による辞退者数を除外した数値を用いるよう変更されたい。</p>	対応予定	認証者の指標については、第五次総合計画の重要業績評価指標（KPI）となっているため、次期改定において本事業の趣旨を踏まえた適切な評価基準となるよう見直しを検討することとする。
意見	13	P72	環境政策課	<p><u>みやざきエコアクション認証制度事業</u> 建設業者以外の事業者に対する周知について、事業者エコアクションに対する興味を持ってもらうため、コストカットの成功例をいくつか紹介して本事業の経営上のメリットを事業者にアピールすることを検討されたい。</p>	対応済	本事業のメリットでもあるCO2削減とそれに伴うコストカットの事例について、産業廃棄物排出事業者講習会で紹介する等、周知を図った。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	14	P75	環境業務課	<p><u>一般廃棄物収集運搬事業</u> 旧宮崎市の事業について、設計書上事業を行うために必要な車両の台数は86台ということである。一方で、指名競争入札に入った5事業者のうち4事業者は、車両の保有台数がそれぞれ9台、4台、5台、7台ということである。実際の入札においては、車両保有台数が少ない4事業者は入札を辞退し、上記の協同組合が落札するという結果となった。 （中略） 宮崎市によれば、指名競争入札を実施する理由として「公平性」「経済性」「適正履行確保」の観点が挙げられるということであるが、客観的にみて入札を辞退した4事業者が本事業を適正に履行できるとは到底いえないと思われる。 適正な履行を行うことに相当の疑義がある事業者を入札に入れることの妥当性については、再考することが求められる。</p>	対応予定	<p>旧宮崎市域の事業について、業者を入札に参加させることの妥当性については、入札前に業務が履行可能かを十分確認したうえで指名を行うこととする。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	15	P75	環境業務課	<p><u>一般廃棄物収集運搬事業</u> 本事業における旧宮崎市域外の4地域（清武町、高岡町、田野町、佐土原町）の入札においては、いずれも【意見14】で述べた5事業者が参加した。入札参加者のうち【意見14】で落札した協同組合以外の4事業者は、それぞれ清武町、高岡町、田野町、佐土原町を所在地とする事業者である。</p> <p>入札を実施したところ、清武町の収集業務については清武町の事業者が、高岡町の収集業務については高岡町の事業者が、田野町の収集業務については田野町の事業者が、佐土原町の収集業務については佐土原町の事業者が、それぞれ落札する結果となった。</p> <p>この入札に関して、そもそも旧宮崎市域の事業者が設立した協同組合に参加させることについては、公平性の観点から疑問がある。 （中略）</p> <p>また、入札の結果をふまえたとき、各地域に所在する事業者がそれぞれ落札しており、当該地域に所在することの優位性があるように思われる。そうすると、入札という形式を採用しているとはいっても、実際のところ競争原理が働いているのかという疑問がある。</p> <p>宮崎市には本件入札に入れられていない一般廃棄物収集運搬許可業者が40程度は存在するところであるから、これらの許可業者の所在地に着目した形で入札参加者を選定するという点も検討の余地があるように思われる。この点について、宮崎市担当課によれば「過去の履行実績」から入札参加者を選定したということであるが、そうであればいつまでも本件と同様の入札結果になることも想定され、それは実質的に競争原理を働かせたことになるのかという問題も生じかねない。</p>	対応予定	<p>本事業の委託においては、家庭ごみの収集が滞ることで市民生活に大きな支障が生じることはないよう、業務遂行の安定性や継続性を十分に確保する必要があることに留意し、入札を行ってきたところである。</p> <p>今後も同様に入札を行って行く必要があるが、入札参加者の選定においては、今回の意見を踏まえた対応が可能であるか検討していくこととする。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	16	P77	環境業務課	<p><u>一般廃棄物収集運搬事業</u> 本事業のうち「不法投棄調査業務委託」の仕様書には、勤務時間等として「勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。（夜間を除く）」との記載がある。このうち「夜間を除く」の意味が判然としないため宮崎市担当課へ尋ねたところ、「夜間に本業務を行うことはないのでこの記載をする意味は特段ない。」ということであった。 そうであれば、今後は疑義を生じさせないため「夜間を除く」との記載は削除すべきである。</p>	対応済	令和4年度契約から不法投棄調査業務委託の仕様書の「夜間を除く」の記載は削除することとした。
意見	17	P78	環境業務課	<p><u>一般廃棄物収集運搬事業</u> 本事業の受注者に対して、ごみ収集の実績報告書作成および提出を求めているが、この書式・体裁が事業者によってまちまちである。 宮崎市の担当者が報告書のチェックを行う際の効率化を図り、見落とし等がないようにするという観点からは、宮崎市において受託業者に対して報告書の体裁を指定し、統一のもので作成および提出してもらう方が望ましいと考える。</p>	対応予定	各社独自のシステムで報告書を提出しており、システムを統一化するためには新たな費用負担が発生するなど、難しい面があるが、今後統一化の可能性について協議を行っていく。
意見	18	P79	環境政策課	<p><u>ごみ減量啓発事業</u> 設置要綱第2条第1号に基づいてアドバイザーから受けた宮崎市民からの意見・要望等については書面等に残した上で、宮崎市の担当者が変更した際に適切に引き継がれるような仕組みとすることが望ましい。</p>	対応済	令和4年4月から、「報告書・意見」をまとめる様式を作成し、市民からいただいた意見をデータで管理できるよう改善を行った。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	19	P83	環境業務課	<p><u>家庭系生ごみ減量促進事業</u> 補助金の交付を受けるための要件として、電動生ごみ処理機を「宮崎市内の販売店から購入する」ということが挙げられる（宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第2条第1項第1号）。このように購入先を限定した理由については、担当課によれば、「地場産業振興のため」ということである。</p> <p>しかしながら、本事業の主たる目的は生ごみの減量を図るという点にあるところ、市民からすれば同一商品であってもできる限り安価であるほうが、自己負担額が低くとどまることから望ましく、（中略）宮崎市にとっても、市民が購入した商品ができる限り安価であるほうが、補助金としての支出額も低額で済む。</p> <p>（中略） 一般論として地場産業振興を考慮して政策を実施することは否定しないものの、本事業においては、購入先を宮崎市内の販売店に限定するのではなく幅広い選択肢を認めるほうが適当であるように思われる。</p>	対応済	<p>地場産業振興のために市内の店舗で購入することを要件としていたが、安価で購入して市の歳出が減少することなどから、令和5年度からインターネットでの購入も補助対象とすることとした。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	20	P83	環境業務課	<p>家庭系生ごみ減量促進事業 本事業を利用して生ごみ処理機器を設置した宮崎市民に対して、アンケートを実施している。アンケート実施に際しての起案文書には「生ごみ処理機器の費用対効果資料作成のため」という記載がある。ここでいう費用とは、本事業実施にかかる人件費や交付した補助金額、生ごみ処理器の購入費用、など様々な想定がされる場所であるが、何を指しているのかが判然としない。また、一般論として事業を継続するのか中止とするのか判断するためには、費用対効果を検証することは有用と思われるところであるが、本件においてはアンケートを通じて可燃ごみ減量の推計を行っているにとどまる。仮に何らかの費用について調査したうえで費用対効果に関する資料を作成する予定であったのであれば、それを確実に行うことが求められる。一方で、可燃ごみ減量の推計のみを行うつもりであったというのであれば、起案文書は正確なものにする必要がある。</p> <p>また、可燃ごみ減量の推計のみであれば、各年度の生ごみ処理器交付実績や補助金支給実績からも一定の推計は可能と思われ、あえてこのようなアンケートを実施する必要性及び相当性があるのか、再度検討してもよいように思われる。</p>	対応済	<p>アンケートの結果から「費用対効果」を出すことは難しく、起案文書の中の文言としてふさわしくないものだった。そのため、令和4年度以降のアンケート実施の起案においては、その目的や必要性を十分検討し実施することとした。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	21	P84	環境業務課	<p>家庭系生ごみ減量促進事業 生ごみ処理器の現物支給においては暴力団排除に関する手当てがされていない。この理由については、宮崎市の担当課によれば「本事業は暴力団の利益となるおそれがない事業であると判断しているから。」ということである。一方、電動生ごみ処理機の購入にかかる補助金の交付においては、暴力団排除に関する規則上の規定が存在する（宮崎市家庭用電動生ごみ処理機購入費補助金交付規則第2条第4項）。</p> <p>この点について、生ごみ処理器の現物支給であっても一定の利益を供与するものであることは争いが無いので、これを暴力団関係者へ行ったとしても暴力団の利益となるおそれがないから問題ない、という考え方は、直ちに納得のいくものではない。宮崎市民が納める税金が用いられる以上、暴力団関係者へ現物支給を行うというのは控えるのが相当であると考えます。</p> <p>以上のことから、宮崎市生ごみ処理器支給要綱を改正するなどして暴力団排除のためのルール作りを行うべきである。</p>	対応済	<p>暴力団排除条例に基づき適切な対応が求められるが、同条例の逐条解説によれば、「市の事業の中には、暴力団員であるということのみをもって一律に排除することが適当でないものが存在し、その場合においては、暴力団の関与の実態があるか、また、暴力団排除の実効性があるかなどを勘案したうえで、各事業ごとに適切に「必要な措置」を講ずること」となっている。</p> <p>本事業については、過去の実績等からみても暴力団を利することとなる可能性は低いと思われるが、「必要な措置」として、転売しないこと等を誓約させる書類の提出を求めることとした。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	22	P86	環境業務課	<p><u>ごみ関連チャットボット事業</u> 今回のプレゼンテーションについて審査・採点を行った宮崎市職員は合計10名である。このうち5名は、どの応募者が何番目にプレゼンテーションを行う者であるかを知ったうえで審査・採点を行った。5名がこれを知るに至った理由は、担当者において「公平性の確保のため業者名は判別できないようにしています」というメモ書きのもとプレゼンテーションのタイムスケジュール案（これには応募者名が載っている）が示され、これを実際に決裁した職員のうち5名が審査・採点を行ったことによるものである。</p> <p>このような決裁過程を経てしまえば、審査・採点担当者が応募者名を知った上で審査等に臨むことになってしまい、「公平性確保のために業者名を判別できないようにする」という目的は逆に達成できず、本末転倒であることは明らかである。一方で、実際に事業を行う担当部・課職員において審査・採点に関わる必要性があるということについても理解できる。</p> <p>以上のことをふまえれば、できる限り公平性を確保するために業者名がわからないようにする、という目的を達成するための何らかの工夫を講じるべきだと考える。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、本件について仮に応募者名およびプレゼンテーションの順序を知らなかった審査・採点担当者みでの採点を集計した場合、実際に受託した業者とは別の業者が最高点数を得る結果になっていた。そうすると、本件においては実際に、どの応募者が何番目にプレゼンテーションを行うかについて知っていたことが採点に不公平な影響を与えた可能性も否定できないと思われる。このことから直ちに、応募者名及びプレゼンテーションの順序を知っていたことが採点に不当な影響を与えたとまでは評価できないものの、客観的事実として付言する。</p>	対応済	<p>次回、プロポーザル方式で発注する場合は、業者名が審査採点に携わる職員に判別されないような決裁方法をとることとした。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	23	P87	環境業務課	<p><u>ごみ関連チャットボット事業</u> 審査・採点担当者の合計点数で受託候補者を決定している。これが必ずしも不当ということとはできず一定の合理性があると思われるが、一方で、極端に高い点数や低い点数を付けた担当者の採点の影響を大きく受けてしまうという問題もある。そのような問題を避けるため、例えば、各採点のうち最高得点と最低得点を除外した上での合計点数で優劣をつけるなどの方法も検討するとよいのではないかと考える。</p>	対応済	<p>プロポーザル方式における採点については、契約課による「プロポーザル方式事務の手引き」に基づき行っており、今後も同手引きに基づき適正に実施する。</p>
意見	24	P88	環境業務課	<p><u>ごみ関連チャットボット事業</u> Yahoo! JAPANアプリを使用して宮崎市のホームページを閲覧した場合、本件のチャットボットが表示されないという事象があった。これについて担当課に尋ねたところ、「仕様書では『特定のWebブラウザや機能に依存しない』とされており、主たるWebブラウザへの対応は確認できているため、仕様書違反にはならない。」とのことである。また、「あらゆるアプリに対応するようシステムを構築することは無理がある。」ということでもあった。 もっとも、市民が一般的に使用するようなアプリに関しては、事後的なシステム改修の費用を抑えるなどの観点から、ある程度仕様書に記載しておくことも考えられる。ただし、何をもち「市民が一般的に使用するアプリ」といえるかについては時代等によっても変化が生じうるものであるうえ、アプリ側の仕様により左右される場合もあることや、逆に仕様書に記載しすぎることによって初期費用が過度に高くなる場合もありうることから、この点については適宜柔軟に検討していただきたい。</p>	対応困難	<p>本システムはWEBブラウザ上で動作するチャットボットであり、WEBの標準規格に準拠して作成を行っている。標準規格への対応は個々のアプリ側の仕様によるため対応が難しい。本市として、チャットボット利用者に対し、挙動を担保する一般的なWEBブラウザを明示するなど、利用者への使い勝手に配慮していきたい。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	25	P91	環境業務課	<p>資源物（衣類）処理事業 宮崎市内の古紙回収問屋で組織された組合との間での随意契約により、本事業を進めている。その理由として、当該組合しか本業務を行えないことを挙げる。</p> <p>しかしながら、本件については組合の構成員である各古紙回収問屋を契約相手として進めることも可能なように思える。受託業者が衣類を運搬するのではなく、引取業者が回収を行うというのであればなおさらである。</p> <p>また、あえて組合が主体となって本業務を行う合理性も見あたらない。仮に衣類の保管場所に所在の事業者でなければ本事業を行えない事情があるのだとすれば、当該事業者と個別に随意契約により資源物処理業務委託契約を締結して行えばよい。</p> <p>なお、宮崎市へのヒアリング結果によれば、「衣類の処理業者は鹿児島県と熊本県の2事業者しかおらずその引取価格も統一されており、各古紙回収問屋に競わせることは困難である。」との見解があった。しかしながら、処理業者の引取価格が仮に統一されていたとしても、必然的に古紙回収問屋の受託金額が同じになるわけではないので、この点は随意契約によることを許容する理由とはならない。</p> <p>以上のことからすると、本件について地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の要件を充足するののかについては、疑義がある。</p>	対応困難	<p>古紙回収と同様に、衣類回収も古紙回収問屋で組織された組合で回収し、各問屋で保管している。また、衣類の引取業者が引取相手とするのは古紙回収問屋で組織された組合のみであり、組合の構成員である古紙回収問屋単体とは取引しないと確認している。従いまして、各問屋ごとで個別の随意契約を行うことはできない状況である。以上のことから、衣類の安定した処理を行うことができ、引取業者の唯一の契約相手方である組合と随意契約を行うことが適切と判断している。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	26	P96	環境業務課	<p><u>資源物集団回収推進事業</u> 指摘事項9で述べたとおり、申込み期限後の申込みに対しては、基本的にその都度決裁伺いがされ各決裁権者の決裁を経て報償金の交付がされている。そうすると、期限後に申込みがされた都度この決裁過程に関わる宮崎市職員が何らかの時間を費やすことになるが、これはきわめて非効率であり、人的資源の有効活用という観点からは改善が望ましい。 申込み期限後の申込みについては、例えば年度末にまとめて処理するなどの工夫があるとよいと考える。</p>	対応済	ご意見のとおり、令和4年度から、申込み後の速やかな報償金の支出に配慮しながら、事務効率化の観点から、ある程度まとめて処理を行うこととした。
意見	27	P100	環境業務課	<p><u>生活系一般廃棄物の適正排出管理事業</u> 同一の集積所にごみ集積所ボックスがすでに設置されている状況において、追加設置にかかる補助金交付を決定した事案が存在する。これについては、要綱上、原則的には補助金交付対象とはならず、「市長が特に認める場合」は例外的に補助金を交付することができることとされている（宮崎市ごみ集積所整備推進事業補助金交付要綱第2条（4））。この補助金交付決定に関する起案文書を確認したところ、「市長が特に認める場合」の要件を充足するかどうか、という点について具体的事情に関する明確な言及はない。 （中略） 原則は補助金交付が不可能な事例であるが例外要件をみたす事情があるような場合には、当該例外要件を充足する必要があることについては明確に記載したうえで、当該事例における要件充足の理由を記載した起案及びそれに対する決裁を行うことが望ましいと考える。</p>	対応済	ご意見のとおり、令和4年度から、補助金交付にあたり例外要件を充足する必要がある場合においては、起案文書に要件を満たす理由を明確に記載したうえで、補助金交付決定の決裁を行うこととした。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	28	P101	環境業務課	<p><u>生活系一般廃棄物の適正排出管理事業</u> 中国語版、韓国語版に翻訳された収集日程カレンダーについて、中国語や韓国語に精通した人物に依頼して検収業務を行ってもらい、これに対して報償費を支出している。報償費の支出に関しては、財務規則59条により「支給調書」が必要であるが、本事業において添付されているのは「従事証明書」である。</p> <p>そうすると、本事業においては「支給調書」が添付されておらず、財務規則上の要件を充足しない支出がされたのではとの疑義が生じる。</p> <p>（中略）</p> <p>財務規則が「支給調書」を必要としているのに、あえてそれとは異なる名称の書面を相当する書面であるとして添付する意味は乏しいように思える。無用な疑義を生じさせないという観点からは、今後は財務規則の文言に従い「支給調書」を作成して添付することが望ましいのではないかと考える。</p>	対応済	ご意見のとおり、次回の報償金支払からは、「従事証明」でなく、「支給調書」を作成して添付するよう改めた。
意見	29	P102	環境業務課	<p><u>生活系一般廃棄物の適正排出管理事業</u> ごみ収集を実施した際に収集できないごみが存在した場合において、収集ができない旨を周知するためのステッカーに関し、その注意書きをみると、「20cm以上の缶は金属類」「色付きペットボトルは燃やせるごみへ」「ガス缶・スプレー缶・塗料缶は金属類へ」とあり、語尾が統一されていない。</p> <p>この点については、すべて「～金属類へ」あるいは「～金属類」などと体裁を統一することが望ましい。</p>	対応済	ご意見のとおり令和4年度発注のステッカー作成時に注意書きを「～金属類」へ統一した。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	30	P108	環境施設課	<p>エコクリーンプラザみやざきは、公益財団法人宮崎県環境整備公社の解散に伴い、令和3年度から宮崎市が運営主体となったのであるが、設立から既に15年ほど経過しており、破損したものや老朽化した機械等もあると考えられる。統一的な基準による地方公会計マニュアルに「固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな役割を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠である。」と記載されているようにエコクリーンプラザみやざきの運営が効率的に移行されたか、また、適正に行われているか判断するためにも、改めて、固定資産台帳の見直しや消耗品等の台帳を整備されたい。</p>	対応済	<p>譲渡資産の管理を行っていた公益財団法人宮崎県環境整備公社が、本市に引き渡される全ての固定資産を管理しておらず、「現状有姿」のまま無償譲渡による引き渡しが行われており、大規模な施設でもあるため全ての固定資産を正確に把握することは現実的に不可能である。</p> <p>このため、本市では固定資産取得の際に、土地は不動産鑑定評価額に、建物等は整備費用や耐用年数等に基づき、新たに固定資産台帳の整備を行った。</p> <p>また、物品は財務規則に基づき管理しており、備品台帳の整理は行っているが、1万円未満の消耗品については台帳作成の必要はないと考える。</p>
意見	31	P113	環境政策課	<p><u>災害廃棄物処理対策推進事業</u> 災害時の住民用廃棄物仮置場のための資材を購入しているが、令和2年度末を過ぎても、未だ住民用仮置場の選定ができておらず、配布する自主防災組織のリスト化もされていない。そのため、早期に住民用仮置場の選定が行われ、災害によって発生した廃棄物について自主防災組織や地区自治会等との連携が取れるよう準備されたい。</p>	対応予定	<p>住民用仮置場の対応方針を定め、設置場所の設定を行う。また、各地域自治区事務所と連携して、地域住民に理解が得られるよう説明会を開催する。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	32	P142	環境施設課	<p>不燃物理立場維持管理事業 宮崎市たらのき台不燃物理立場は平成17年度の「エコクリーンプラザみやざき」の開業に伴い、施設が閉鎖され、管理事務所を使用していないにもかかわらず、現在に至るまで、通常の償却が行われている。また、佐土原町一般廃棄物最終処分場、田野町一般廃棄物最終処分場、清武町一般廃棄物最終処分場についても、使用せず陳腐化した機械や破損した備品があるにもかかわらず、それぞれ適正に簿価に反映されていない。</p> <p>破損した備品や陳腐化した固定資産がある場合には、除却等を行い、タイムリーに固定資産台帳に反映させる必要がある。また、現在使用していない施設や、今後使用する見込みのない施設については、耐用年数の見直し等を行い、当マニュアルに準拠した適正な固定資産台帳を作成し、活用されたい。</p>	対応済	<p>今後使用する見込みのない固定資産等については、固定資産及び備品台帳の見直しを行い、令和4年7月に適正な台帳を整備した。</p>
意見	33	P145	環境施設課	<p>各施設を現地視察したところ、国庫補助事業実績報告書や施設完成図書、工事契約書等の文書が、机や棚などに施錠されずに保管されていた。盗難防止の観点から、これらの報告書等を保存する場所については、施錠をする等の措置を取られたい。</p>	対応済	<p>重要な文書については、令和4年度に施錠できる場所に保管するよう改めた。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	34	P146	環境施設課	<p><u>不燃物埋立場維持管理事業</u> たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託では、各処分場の維持管理業務を行っている。当業務には施設周辺管理業務があり、施設内清掃及び草刈りを随時行うこととなっている。しかしながら、受注者以外の業者に対して施設内外の草刈業務等を委託している。施設内及び施設周辺の草刈業務を一定の範囲で区分し、複数の業者に分けて委託する明確な理由や基準はなく、当初からの委託内容を踏襲しているのみであった。これらの施設の草刈業務等については、設立当時から大幅に変化した施設の利用状況等を勘案し、草刈範囲や委託内容について検討されたい。</p> <p>また、閉鎖された施設の観賞用等の庭木は必要でないと考えられる。庭木の伐採等を行うなどにより、定期的に必要な剪定に係る委託費の軽減について検討されたい。</p>	対応済	<p>運営管理業務の受託者には、受託業務の実施に必要となる日常的かつ軽易な除草等を委託範囲に含める一方、それ以外の広範囲の除草・立木の剪定等について別途草刈業務を委託しているところであるが、令和4年度発注分からそれぞれの業務範囲を明確化した。</p> <p>また、草刈業務委託費の縮減を図るため、令和4年度から、不要な植栽等の伐採を計画的に進めている。</p>
意見	35	P148	環境施設課	<p><u>旧焼却設備維持管理事業</u> 南部環境美化センター機械警備業務委託における長期継続契約の導入について、導入が適切であるか疑問が残るため、具体的でかつ詳細な判断基準を示されたい。</p> <p>さらに今後、長期継続契約に係る運用指針やチェックリストを有効活用し最少経費でさらなる効果を挙げるための制度の拡充を検討されたい。</p>	対応困難	<p>本件契約は、地方自治法第234条の3に規定される長期継続契約ではなく、同法第214条に規定される債務負担行為に基づいて契約されている。</p> <p>このため、同法の定めに従い、予算として債務負担行為を設定したうえで、議会の承認を得ているところである。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	36	P150	環境施設課	<p><u>旧焼却設備維持管理事業</u> 草刈業務に係る委託料について、委託契約書第14条で「発注者が受注者に支払う委託料について別表(1)の通り5回払いとする」とあるが、支払計画としている5回とも金額が異なっている。これは、第1期と第4期は草刈業務が法面であるため、人件費が高くなるので、支払いを多くしていると思われるが、宮崎市側の都合により委託料の支払額を時期によって増減させたとの疑問を抱かせる契約内容である。委託契約書に、実績に応じて支払うもしくは均等払いにする等を明示されたい。</p>	対応済	<p>令和3年度契約分から、年間の委託契約を改め、草刈業務の必要が生じる都度、個別に契約し、作業箇所や作業範囲等の実績に応じて支払う方式に変更している。</p>
意見	37	P150	環境施設課	<p><u>旧焼却設備維持管理事業</u> 草刈業務の設計額の設定については、業務に係る費用が積算されることになっているが、受注者の支払いは賃金としての人件費のみである。今まで賃金により受注者に草刈業務を依頼しており、令和2年度より賃金廃止となり委託での契約としているが、内容は引き続き賃金としての人件費のみとなっている。これは設計書との整合性がないと考えられる。実績積算を細かに行い、翌年度の契約に反映させていただきたい。</p>	対応済	<p>令和4年度から土木工事標準積算基準書等に基づいて適切に設計を行うとともに、作業範囲や作業内容を踏まえ、見直しを行った。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	38	P150	環境施設課	<p><u>旧焼却設備維持管理事業</u> 南部環境美化センター造園管理業務委託について、委託契約書第2条において、委託業務の履行期間は令和2年5月29日から令和3年3月12日までとなっており、受注者が提出した計画工程表も令和3年3月12日まで作成されている。</p> <p>しかし、受注者の業務完了届は令和2年12月8日となっており、履行期間は令和2年5月29日から令和3年3月12日になっているが、12月以降の工程表のパトロールは未履行となっている。</p> <p>宮崎市は、造園業務内容が下木剪定と除草が終了時点で業務完了だとするならば、計画工程表の見直しをし、委託契約書の日付にも注意されたい。業務検査命令書には、履行期間着手は令和2年5月29日、完了は令和2年12月8日となっているので、何をもって完了なのか誤解のないよう担当者によるチェック機能を強化されたい。</p>	対応済	<p>仕様書に基づき契約締結時に受託者が提出した「業務工程表」において、完了年月日を「令和3年3月12日」と計画しているが、そもそも本委託業務における履行完了とは、仕様書に定めのある業務内容（下木剪定、除草(人力)、除草(機械)のそれぞれを1回ずつ)の実施及び完了であって、本市はその実施を検査し完了を確認した。</p> <p>令和4年度契約分からは、何をもって完了なのか誤解を招かないよう計画工程表をチェックし、仕様書に定めた項目のみ記載するよう指導している。</p>
意見	39	P152	環境指導課	<p><u>産業廃棄物適正処理推進事業</u> 排出事業者を対象とした講習会について、参加率の改善に取り組まれたい。</p> <p>市民の意識啓発のためのパネル展は、受託者とも協議を行い、さらなる内容の改善、拡充を図られたい。</p>	対応済	<p>令和4年度の講習会については、6月に委託事業者と協議を行い、開催会場を変更する等参加しやすい環境の整備に努め、参加率の改善を図った。</p> <p>パネル展についても同様に、委託事業者と協議を行い、リサイクル製品の展示や廃棄物の排出抑制、適正処理に関する参加型のクイズ実施について改善、拡充を図った。</p>
意見	40	P153	環境指導課	<p><u>産業廃棄物適正処理推進事業</u> 産業廃棄物排出事業者講習会業務の委託契約書について、消費税等の表記については相手が免税事業者であったとしても、0円の表記ではなく、一もしくは税込と記入していただきたい。</p>	対応済	<p>令和4年度の委託契約から、消費税等の表記は「-」に改め、契約締結した。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	41	P 155	環境指導課	<p><u>産業廃棄物処理監視指導等事業</u> 監視業務日誌の指導状況等の欄について「その他」という区分ではなく明確にした方が不法投棄対策に有効だと考えられ、また、その後の経過を記載することにも重点を置いていただきたい。 不法投棄事案については、長期未解決とならないよう、特に悪質な事案に対しては警察や関係機関と連携しながら対応するなど早期解決や悪化防止対策を図っていただきたい。 民間委託業者と連携しながら、不法投棄・野外焼却多発地帯への監視パトロールや防犯カメラや看板の設置について早急に検証されたい。</p>	対応済	<p>監視業務日誌の「指導状況等」の欄については、8項目程度から選んで記載する運用としているが、現在その項目内容を精査しているところであり、当面はやむを得ない場合を除き「その他」は極力使用しない扱いとした。 不法投棄未解決事案については、今後も警察等の関係機関と連携を図りながら、早期解決に向けて取り組む。 また、不法投棄や野外焼却の過去の実績等についてデータベース化を進めており、今後、多発地帯の監視パトロールの強化を図るとともに、必要に応じて監視カメラの設置を検討することとする。</p>
意見	42	P157	環境指導課	<p><u>産業廃棄物処理監視指導等事業</u> 廃棄物監視員が利用する公用車のドライブレコーダー搭載については、令和4年度、令和5年度に搭載される予定であるが、当該公用車の利用頻度が高く事故も多発しているため、早急な搭載を求めたい。</p>	対応済	<p>公用車のドライブレコーダー搭載については、令和4年7月に1台搭載済。残りの2台については、今年度中に搭載完了（令和5年7月予定）</p>
意見	43	P 157	環境指導課	<p><u>産業廃棄物処理監視指導等事業</u> 宮崎市行政処分の対応については、産業廃棄物処分業に対する行政の規制権限が環境保全にあることを考えると、今回、違反事実が発覚してから行政処分に至るまでが長いと言わざるを得ない。 また、産業廃棄物処分に関する事業者の規範意識の欠如が強く疑われるため、随時指導に注力し、違反発覚から行政処分に至るまでも速やかな対応を図り、さらには行政処分後も再発防止のための監視業務の徹底に従事されたい。</p>	対応済	<p>早急な対応が求められる事案については、速やかに必要な措置等を行っている。 行政処分は、事業者の権利を制限する行為となるため、事実確認や適切な手続きを踏んだうえで行う必要があり、今後も適正な運用を進めていく。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	44	P 158	環境指導課	<p><u>産業廃棄物処理監視指導等事業</u> 焼却施設等ダイオキシン類分析測定業務については、3年分の推移をみると、検体数が増加したもののかかなり低い価額で落札されており、低すぎて適正な事業が不可能になりかねない。価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で健全な競争が行われるよう措置を講ずるべきだと考える。</p>	対応済	事業者から法律に基づいた成果物である測定結果が提出されており、業務は適正に履行されていると判断している。
意見	45	P 162	環境指導課	<p><u>ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業</u> 受注者から提出された報告書のうち「散乱ごみ回収業務（ごみ量調査）報告書」について、誤った数字の塗りつぶしや、落書き等など適正に作成されていないものが散見される。 仕様書に記載された報告書の一部であるため、修正などを含め適正に作成するよう受注者に指導されたい。</p>	対応済	受注者に対して指導し、令和3年10月から適正に作成された報告書が提出されている。
意見	46	P 162	環境指導課	<p><u>ごみのぼい捨て・路上喫煙対策事業</u> 現在、指定喫煙設置箇所が12箇所あるが、灰皿及び看板が設置されているのみである。歩行者との接触による火傷被害や吸殻の不始末による火災の危険性などについて、植栽やプランターで周辺を囲む等の対策を検討されたい。</p>	対応予定	受動喫煙防止の観点から、令和4年度末時点で9箇所を撤去し、残り3箇所となっている。 当該事業の目的を達成するためにも、指導員による喫煙マナーの指導強化に努めるとともに、残り3箇所の灰皿等のあり方は検討していく。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	47	P 163	環境指導課	<p><u>不法投棄未然防止事業</u> 民間事業者に委託している不法投棄防止パトロールについて業務内容の見直しはほとんどなく、具体的な対策に発展していない。 不法投棄実績報告書は、不法投棄の防止に繋がるよう有効活用し、受託業務の内容の見直しや意見交換に役立てていただきたい。</p>	対応予定	<p>令和3年6月に市が収集班のパトロールに同行調査し、午前3～4コースと午後同じコースのパトロールでは効果が低いと判断して、午後は別コースとした。また今まで57の固定数としていたパトロールコースを、調査班に新規コースの調査を指示し、令和4年2月から57→69コースとした。 さらに、過去の不法投棄箇所等の情報をデータベース化し、市全図にマッピングするなどの分析を進めており、今後もパトロールコースの追加等を行うこととする。 そのほか、タブレット端末の活用等、業務全般のデジタル化を図ることとする。 今後とも受託者とは定期的に意見交換し、業務の見直しを積極的に進めていくこととする。</p>
意見	48	P 164	環境指導課	<p><u>不法投棄未然防止事業</u> 不法投棄防止パトロール業務の民間事業者への委託時の人件費について、高額な委託料のほとんどが受注者の人件費で構成されているので、同業他社の単価実績等を比較検討し、人件費にかかる委託金額の妥当性を検証されたい。</p>	対応予定	<p>他自治体の同様の取組み等を参考に、委託費の検証を行うこととする。 また、業務内容の見直し等についても、前述意見47への対応のほか、適宜検討していくこととする。</p>
意見	49	P 165	環境指導課	<p><u>不法投棄未然防止事業</u> 事前に具体的な設置場所や利用方法等が決定されていないうちに、期末にカメラの購入実績があるが、現状では限られた予算の中で設置箇所の調査及び管理者との協議に時間を要しており、詳細決定なく本物のカメラを購入することは再検討されたい。</p>	対応済	<p>今後、追加購入する場合は、設置実績等も踏まえ、必要数を決定することとする。</p>
意見	50	P 165	環境指導課	<p><u>不法投棄未然防止事業</u> 監視カメラ購入に関し、担当課は最も見積金額の低い業者から購入していなかった。 限られた予算の中で最も見積金額の低い業者から購入することが妥当と思われるため、契約課と協議の上、検討されたい。</p>	対応済	<p>入札にかかる指名業者の選定については、入札担当部署が示す一定の条件に基づいて、業者を指名し入札を行う。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	51	P171	環境施設課	<p><u>資源物処理事業</u> 使用済蛍光管の運搬業務委託契約について「運搬は、指定箱(134cm×100cm×91cm)1箱あたりの費用とする。ただし、1回の運搬につき34箱を運搬するものとする。ただし、1回の運搬における指定箱の個数に変更が生じる場合、事前に宮崎市と運搬業者で協議するものとする」と規定しているため、異なる新たな箱が利用される場合、事前に処理受託業者または運搬業務受託者が宮崎市に報告すべきである。今後、指定箱の個数の変更は協議し、議事録に記載し保存されたい。</p> <p>また、1回あたりの運搬箱数を仕様書に記載しているのであるならば、34箱の倍数で1回の運搬における指定箱数は守り、予定量を決定すべきであると考え。変更する可能性があるのであれば、仕様書の見直しが必要と考える。</p> <p>さらに宮崎市は年度内の抛出予定量の変更について、毎回の運搬日や運搬量について保管状況を見ながら協議することとしているが、電話連絡による打ち合わせ協議だけでなく、議事録等に記載し保存されたい。</p>	対応済	<p>指定箱の変更に係る報告義務は受託者にあるため、適切に報告を行うよう指導した。</p> <p>令和3年度から仕様書を変更し、1回当たり運搬が30箱以上であれば混載や箱数の変更が可能な内容に改めた。</p> <p>また、本契約の契約の履行状況等については報告書で確認可能であり、単なる運搬日の電話連絡等まで議事録作成し保管する必要性はないと考える。</p>
意見	52	P172	環境施設課	<p><u>資源物処理事業</u> 使用済蛍光管の処理処分業務委託について 指定箱の空重量については、使用済蛍光管の処理処分業務委託仕様書4において「使用済蛍光管を運搬する際に使用する指定箱の空重量については、指定箱1箱あたり50kgとする」と規定しているにもかかわらず、50kgと45kgが併用されているように思われるが、45kgの可能性があれば仕様書に記載すべきであると考え。</p>	対応済	<p>本処理処分業務委託における仕様書に、令和3年度契約分から50kgと45kgの指定箱を併記した。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	53	P173	環境施設課	<p><u>資源物処理事業</u> 仕様書4において、処理予定量が30,284kgと記載があるが、実際は20,530kgとなっており、予算額と決算額の差額がかなり生じている。その理由については変更支出負担行為明細書に実績確定による変更としか記載がなく、具体的な理由が記載されていない。 (半期(11月)において13,670kg(達成率45%)しか達成していないため、この時点で減少が見込まれる場合、今後の予算の有効活用のために、具体的な理由の記載と全体の年間計画変更を含め協議され、議事録等に保存されたい。</p>	対応困難	<p>市民の排出する廃棄物の量は規則性があるものではなく、上期が少ない反動で下期が増える可能性も十分に残されていることから、期中において計画数量からの増減に関する具体的な理由を把握することや、年間計画の変更を行うことは困難である。 従って、本市としては計画の見直しや、そのための協議及び議事録の保存は不要と考えており、当初予算からの過不足額が生じる場合には、3月補正予算において必要額に補正することとした。</p>
意見	54	P173	環境施設課	<p><u>資源物処理事業</u> 随意契約理由の合理性について 当業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用して随意契約している。 本委託契約について、当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかを考えてみると、「安価な運搬が見込める」「適正な資源化実績がある」「適正な処理が確実である」等をもって、当該契約者を限定しているところは疑問の余地が残る。1者に限られる理由を客観的に明確にするべきである。また、九州唯一の業者とあるが、九州に限定することは理由にはならないと考える。 以上のことから、随意契約によるならば、契約過程の透明性の確保や説明責任が強く求められるため、競争入札も検討されたい。</p>	対応困難	<p>本契約により処理する廃棄物は水銀を含むため、適正な処理および資源化は受託者に求める必須条件であり、そうした危険物の処理に際して、他の自治体からの受注(履行)実績を判断材料とすることは、合理性がある。 また、本業務を行うためには、当該水銀廃棄物を受託者の処理施設まで運搬することが前提となる。単に処理処分費を抑制しても、運搬費が高額になり、結果的に事業費総額が高額になれば、適切な行政運営とはいえない。 以上のことから、本委託契約に関し「安価な運搬が見込める九州内に存し」かつ「適正な処理に関する実績を有する」唯一の事業者と随意契約を締結することについては、適切だと判断している。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	55	P174	環境施設課	<p><u>資源物処理事業</u> 業務実施契約書(市町村負担分)にある第13条の引き渡し総量、業務実施覚え書(特定事業者負担分)にある第11条の引き渡し総量を容り協指定の報告様式により引き渡しが行われた日の翌月5日までに容り協に報告することとなっている。その報告書の提出を担当課に求めたが、提出された報告書の作成日が令和3年になっており、令和2年度の報告書が保存されていないと考えられる。必要書類の保存を守るよう注意喚起されたい。</p>	対応済	<p>事業実施契約書及び事業実施覚書に基づく「容り協への報告様式」とは、紙ではなくWeb上の専用ページの入力フォームであるため、書類としては残っていなかった。 ご意見を踏まえ、令和3年度から、毎月実施する引渡量の報告及び同報告内容の供覧の際に、入力済Webフォームの画面を印刷し添付するとともに、供覧後の資料を保存することとした。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	56	P178	環境業務課	<p>し尿収集運搬事業・し尿収集手数料徴収事業</p> <p>平成15年度包括外部監査において、「委託料設計書の積算基準の問題点の所在として積算については、環境部全課に共通した一定の積算方法はなく、各期にばらつきがあり、かつ課の中でも一定の明文化した基準や内規等はなく管財課資料等を参考に受託者との協議等により決定しているのが実情である」という監査意見が述べられている。それについて、担当課に問い合わせたところ、平成18年に合併等があり、合併前の旧市、旧町のそれぞれの状況を一定期間維持する必要があり、そのことを踏まえ合併から一定期間経過後に、新市で統一的な算定要領を作成し、委託料の算定に関し必要な事項を定めている。」という回答を得た。</p> <p>設計書を確認したところ、一定の基準により設計されていたが、合併前の旧市、旧町のそれぞれの状況が続いており、し尿業務システムの管理費にばらつきが見られた。その理由を尋ねたところ「旧市旧町の全てのシステムを統合させるのは困難であり、統合させることにより新たな費用が発生することは出来るだけ避けたい。」との回答を得た。合併後10年以上も経過しているので、リース料や運用経費の金額について更新時に検討されたい。</p> <p>（中略）</p> <p>仕様書には留意事項として、「本業務の実施は原則として平日に行うこととする」と規定されているが、設計には休日割増等も含まれていた。そのことについて担当課からは「休日に行われるイベント等もあり、その日のうちに収集運搬をしなければいけない場合もある。」と説明を受けた。その点を加味し、仕様書に休日対応の場合についても追加し、設計においても休日割増など再検討の上、費用の縮小へつなげられたい。</p> <p>さらにし尿汲取手数料徴収業務委託についても、その費用のほとんどが直接人件費である。近年、し尿汲取世帯・汲取件数が減少しており、利用者の点在化が進んでいるため、今後は戸別訪問による集金ではなく、納付書発送による自主納付を促して口座振替の勧奨を実施していく方向へと転換することを検討いただきたい。</p>	対応済	<p>し尿業務システムのリース料や運用経費の金額については、事業者のシステムの運用状況を確認しながら、将来更新の時期がきた際には、その更新に係る内容の聞き取り等行い、金額の妥当性の精査を行う。</p> <p>仕様書には「本事業の実施は、原則として平日に行うこと。なお、イベント等に伴う市の依頼等、やむを得ない場合についてはこの限りではない。」と記載しているところである。令和5年度発注分から、休日対応についてより明確な表現に努める。</p> <p>設計においては、今後も休日割増について実績等確認しながら、適切な設計を行っていく。</p> <p>料金徴収については、現在も口座振替への転換等を進めているところであるが、訪問しないと支払いを行わない方もいる。今後も、日々の徴収業務の中で、対象者に納付書による自主納付の指導及び口座振替の勧奨を実施して行くこととする。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	57	P182	環境施設課	<p><u>し尿処理施設管理費</u> 衛生処理センター運転管理等維持について、再委託については、原則として、地方公共団体との契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、再委託によりその相手方以外の者に契約を履行させることは適正な履行の確保の観点から認めることはできない。</p> <p>再委託の承認に係る審査や適正に実施しているかの確認はしているか疑問が残るので、ガイドライン等を作成し、それに従って手続きされたい。</p>	対応困難	<p>本委託契約はし尿及び浄化槽汚泥の適正処理を図るための施設の適正な運転管理を主業務としており、主業務以外の業務については受託者が再委託することを容認する一方、一部下請申請書の提出を義務付け、適切に管理しているところである。</p> <p>本契約においては、主たる業務について受託者自ら実施することを確認しており、問題はないと考える。</p>
意見	58	182	環境施設課	<p><u>し尿処理施設管理費</u> 衛生処理センター各槽清掃汚泥処分業務委託について、特記仕様書8において、「この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを提出すること。なお、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること」となっている。</p> <p>実際の許可証を見てみると、有効期限が切れているので、速やかにその旨を通知するとともに、更新後の許可証の写しを発注者に提出するよう求め本契約書に添付されたい。契約事務にあたっては、適正な事務処理を行われたい。</p>	対応済	<p>許可証等の変更があった場合には、写しの提出をするように周知を行った。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	59	183	環境施設課	<p><u>し尿処理施設管理費</u> 産業廃棄物の処分委託契約に関する基本事項について、別表8には、契約の有効期間中に、情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項には、「発注者は受注者に対し、速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知すること」とある。 別表3には、委託する産業廃棄物の数量が予定処分量84.8㎡と記載されているが、実績処分量は189.3㎡となっている。 予定数量を超過する場合は、予定数量に達した時点で契約の見直し等、超過する部分について新たな契約を締結することも検討されたい。</p>	対応済	<p>予定数量からの大幅な超過については、令和4年度から受注者に書面で適切に通知するよう改めた。 一方、単価契約の場合には、予定数量の変更に伴って負担行為額も変更となるが、財務規則に基づき適切に処理を行っているところである。</p>
意見	60	P43	環境施設課	<p><u>浄化槽管理事業</u> 浄化槽台帳システムの整備促進は、浄化槽台帳システムの整備による維持管理と災害対応力の強化のため必要となっている。浄化槽台帳システム整備の効果として、平常時は維持管理体制の適正化が図られ、浄化槽の普及促進や単独転換施策に役立つ。また、災害時においては、被災浄化槽の早期復旧策に貢献する。今後は、計画的に浄化槽台帳システムを整備し、早急に活用できるよう浄化槽維持管理の履行確認を行える体制を構築されたい。</p>	対応済	<p>本市独自の既存の浄化槽台帳システムを活用し、浄化槽維持管理の実施状況の集約を図った。</p>
意見	61	P44	環境施設課	<p><u>浄化槽管理事業</u> 法定検査の未受検者に対し、直接の指導や勧告、さらには改善命令等を行い、法定検査料の見直しも含め、関係団体と連携して浄化槽の維持管理を確保するための対応を強化されたい。 さらに、未受検者の内訳として、単独処理浄化槽の割合が高いため、単独処理浄化槽から公設合併処理浄化槽への転換を促進することが重要であり、未受検者の把握が必要なことから浄化槽台帳システムの整備を推進されたい。</p>	対応済	<p>令和4年9月から、法定検査未受検者のうち無管理など優先度の高い浄化槽の管理者に対し、訪問指導を開始した。 また、本市独自の既存の浄化槽台帳システムにより、未受検者の把握を行った。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	62	P45	環境施設課	<p><u>浄化槽管理事業</u> 浄化槽管理システム改修業務委託について、システム保守点検を行っているにもかかわらず、機能不足等により事務が煩雑となっている項目を改修したものであり、通常業務の中で事務作業の効率化と正確性が向上しているのであるならば、システム改修が必要である理由として、システム改修によってどの程度の費用対効果が図られるのかを検討していただきたい。 今後、浄化槽管理システムの整備促進手法の検討、浄化槽の情報基盤強化に関するモデル事業としてシステム管理を強化されたい。</p>	対応予定	<p>今後、システム改修を行う際には、費用対効果を検討していくこととする。</p>
意見	63	P46	環境施設課	<p><u>単独処理浄化槽転換促進事業</u> 宮崎市単独処理浄化槽転換補助金交付要綱には、不交付の決定の規定はあるが、交付決定通知及び交付確定通知については、規則に定められているという理由で規定されていない。 さらに、交付確定通知書には受け取りについては記載されているが、要綱には補助対象者の請求書の提出期限の規定はない。 それに関して宮崎市は「必要に応じて未請求者への確認を行うため、規定する必要はないと判断しており、また期限が守られなかった場合においても、補助金交付の目的が補助事業者の支援であるため、直ちに交付確定を取り消すことはできないことであり、期限設定によって得られる効果は小さいと判断している。」との回答であった。 しかしながら、期限設定と補助金交付の目的とは違う問題であると考えため、期限を設けることにより事務処理の迅速と負担軽減を促し、補助対象者への即座の処理と早急な入金に繋げるためにも要綱内に規定を追加することを検討されたい。</p>	対応済	<p>本要綱は令和3年度をもって終了となったが、令和4年度からはし尿くみ取り槽からの転換を対象に加えた宮崎市生活雑排水処理促進補助金交付要綱を制定した。 要綱制定の際、他自治体の交付要綱の規定状況等も踏まえたうえで、補助金請求書の提出期限についての規定を追加することについて検討したところ、必要に応じて未請求者に確認を行うことで、事務処理の迅速性は十分保たれると判断した。</p>

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	64	P46	環境施設課	<p><u>単独処理浄化槽転換促進事業</u> 要綱第11条実績報告として、工事事業者に提出書類の様式を渡す際、様式番号の誤ったものを渡してしまっているようだが、地方公共団体の事務は、宮崎市民や関係者の権利義務等影響を及ぼすものが多い。その取扱いは慎重に行い、正しい文書によって処理することが重要であるため注意されたい。</p>	対応済	当該事象のような誤りをなくすよう職員に周知徹底を図った。
意見	65	P46	環境施設課	<p><u>単独処理浄化槽転換促進事業</u> 補助金交付を受けた補助事業者は、浄化槽の機能が正常に働くようにその維持管理に努めなければならないと思うが、そのことに関して要綱には規定がない。また補助事業者がその後の法定検査を受検していない、もしくは検査結果で不適合とされたまま放置するような場合も想定される。今後は浄化槽の適正な維持管理を行っていない補助事業者に対して、適正を指導監督を行えるような体制を構築すべきであり、「適正な浄化槽維持管理が補助金交付の条件であること」と、これに違反した場合には「補助金返還の対象となる」ことを記載するなどして、設置後のフォローも明確にしておくことが望まれる。</p>	対応困難	<p>本補助事業は、単独処理浄化槽から転換し、公設合併処理浄化槽を設置する場合において、必要となる宅内配管工事に係る費用は住戸等の所有者が負担しなければならないが、本市がその一部を補助することによって転換を促進することを目的としている。</p> <p>公設合併処理浄化槽は、本市が維持管理を担うものであることから、適正な維持管理に努めた。</p>
意見	66	P47	環境施設課	<p><u>公設合併処理浄化槽事業</u> 宮崎市公設浄化槽整備推進事業契約書について、浄化槽維持管理業務実施細目においては、人槽別に9区分で分けてあるが、請求書ではこの区分とは異なり8区分となっている。担当課からは「実績で保守点検を行っている浄化槽の人槽が8区分となっているため。」という回答を得たが、今後も実績が8区分であるなら、誤解を招かれないよう8区分に統一されたい。</p>	対応済	包括外部監査報告書に示されている修正案のとおり修正を行うことについて、事業者と令和4年3月24日付けで協議書を取り交わした。

区分	番号	報告書頁	所管課	指摘内容（抜粋）	対応区分	措置内容
意見	67	P48	環境施設課	<p><u>公設合併処理浄化槽事業</u> PFI事業の課題としては、PFI事業の認知度や理解度、委託期間の後半における設置基数減少の懸念があり、特に高齢世帯における整備が進まない傾向があるので、その点を注視し、今後もPFI事業者と緊密に連携を図りたい。</p> <p>宮崎市においては、宮崎市公設合併処理浄化槽事業排水設備等改造資金融資のあっせん及び利子補給制度があるが、宮崎市民への案内は行っておらず、公設合併処理浄化槽の設置申請を受け付ける際に、申請者が費用負担への懸念を示された場合に制度の説明を行う程度にとどまっているようである。</p> <p>よって、ホームページ掲載だけでなく、幅広い案内を宮崎市民に行っていただきたい。</p>	対応予定	<p>宮崎市公設合併処理浄化槽事業排水設備等改造資金融資のあっせん及び利子補給制度については、ホームページへ掲載がなされていなかったため、令和4年4月11日に掲載した。</p> <p>今後は、PFI事業者が事業推進のため対象世帯を訪問する際にも案内を行うなど、PFI事業者と連携を図りながら、幅広い周知に努めていく。</p>
意見	68	P48	環境施設課	<p><u>公設合併処理浄化槽事業</u> 公設浄化槽清掃業務委託は、随意契約によって委託されており、旧宮崎市、佐土原、田野、高岡、清武町の旧市町域ごとに浄化槽清掃業及び一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可業者を特定して各地区に分担している。</p> <p>この設計金額について、各浄化槽ごとに見積りを3者から取り、その平均値を設計単価としている。</p> <p>各地区の浄化槽清掃業務の内容は、設置された浄化槽の維持管理（清掃）を行うことであって特段の違いは無く、各地区の特殊性があるとも考えられない。</p> <p>各社の見積りの違いの原因や内容を詳細に検討し、平均値を使うのであれば検証されたい。</p>	対応予定	<p>汚泥を処理場まで運搬する距離の差など、地区による条件の違いはあるが、その他の要因で見積額に差が生じていないか検証を行うこととしている。</p>

指摘事項		意見	
措置済	27件	対応済	46件
検討・改善中	1件	対応予定	14件
措置困難	3件	対応困難	8件
計	31件	計	68件